

第3次潮来市障害者計画
潮来市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

平成30年3月
潮 来 市

本計画の構成について

「第3次潮来市障害者計画」「潮来市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の構成は次のようになります。

■本計画書の構成

「第1編 総論」

- 潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画を上位計画として、「障害者計画」及び「障害福祉計画・障害児福祉計画」の概要及び潮来市における障がいのある人を取り巻く現状をまとめます。

「第2編 第3次潮来市障害者計画」

(2018(平成30)年度～2023年度)

- 計画期間における潮来市の障がい福祉施策全体がめざす方向性、施策の体系など、計画の基本的な考え方を示します。
- 計画の基本的な考え方にに基づき、潮来市のめざす方向性に向けた施策・事業の展開をあらわします。

「第3編 潮来市第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画」

(2018(平成30)年度～2020年度)

- 障害者計画における生活支援分野にかかる事業について、計画期間の具体的な見込み、数値目標を掲げます。

「第4編 計画の推進」

- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進にあたって、進捗を管理するための推進体制を示します。

はじめに

潮来市では、平成24年3月に『ともに支え合い、自分らしく暮らせる地域づくり』を基本理念とした「第2次障害者計画・第3期障害福祉計画」を策定しました。

平成27年3月には「第4期障害福祉計画」の策定とともに障害者計画の中間見直しを行い、障がいのある人の自立に向けて、必要となる支援やサービスの充実など、障がい福祉施策の推進に努めてまいりました。

この間、国においては、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が、平成25年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が、また、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がい者福祉を取り巻く法整備が進められているところです。

今回、「第3次潮来市障害者計画」を策定するにあたっては、「福祉先進都市」の実現を目指す「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2期）」を上位計画に位置づけました。本計画においては『ともに生きる社会づくり』を基本理念に掲げ、障がいのある人もない人も、ともに尊重して生きる共生社会の実現を目指していきます。また、障害者総合支援法に基づく「第5期障害福祉計画」と、障がい児福祉サービスについて定める「第1期障害児福祉計画」も併せて策定しております。

共生社会を実現していくにあたっては、障がいに対する理解促進、多様な相談に応じる体制の整備、就労機会の充実など、障がいのある人はもちろん、市民の誰もが暮らしやすい環境の整備に努めていきたいと考えておりますので、市民、地域並びに関係団体の皆様のより一層のご理解とご協力を賜ますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメント等においてご協力いただきました市民の皆様、ヒアリング等ご協力いただきました障害福祉関係団体・事業所の皆様には、貴重なご意見・ご提言等をいただきましたこと深くお礼申し上げます。また、本計画の策定委員としてご尽力いただきました「潮来市地域自立支援協議会」委員の皆様にも心より感謝申し上げます。

平成30年3月

潮来市長

原 浩道



(市長あいさつ裏)

目次

第1編 総論	1
第1章 計画策定の考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の根拠・位置付け	2
3 近年の法律等の変遷	3
4 計画の期間及び見直しの時期	4
5 計画の対象	4
6 計画の策定体制	5
第2章 潮来市の障がい者（児）を取り巻く状況	8
1 人口の推移	8
2 障がい者（児）等の推移	9
3 障害支援区分別の認定者数	14
4 教育の状況	15
5 就業の状況	16
6 住まいの状況	17
7 日中の過ごし方	18
8 社会参加の状況	19
9 将来の生活の不安	20
10 障がいのある人への理解	21
第3章 障がい福祉施策の評価と今後の方向性	22
1 障がい福祉の満足度	22
2 障がい福祉施策の評価	23
3 課題と今後の方向性	26
第2編 第3次潮来市障害者計画	31
第1章 基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 施策体系	32
3 総合相談支援体制の整備に向けた取り組み	34
第2章 施策の内容	35
基本目標1 お互いを尊重する社会づくり	
1 障がいに対する理解の促進	35
2 情報提供・コミュニケーションの充実	38

基本目標 2	自分らしく生きる社会づくり	
1	相談支援体制の強化	40
2	生活支援の充実	43
3	保健・医療体制の充実	48
基本目標 3	自分らしさを広げる社会づくり	
1	就労機会の充実	50
2	保育・療育、教育環境の充実	54
3	社会参加の促進	57
基本目標 4	安心・安全に暮らせる社会づくり	
1	生活環境の整備	60
2	安心・安全な暮らしの確保	63
第3編	潮来市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	65
第1章	計画の基本的な考え方	65
1	基本方針	65
2	2020年度における成果目標	67
第2章	障害福祉サービスの内容と見込み量	70
1	介護給付（介護が必要な方へのサービス）	71
2	訓練等給付（訓練が必要な方へのサービス）	77
3	相談支援（サービス利用計画の作成）	81
4	自立支援給付の実績	83
5	自立支援給付の見込み量と確保方策	84
第3章	障害児福祉サービスの内容	86
1	基本方針	86
2	2020年度における成果目標	88
3	障害児福祉サービスの内容と見込み量	91
4	障害児福祉サービスの実績	95
5	障害児福祉サービスの見込み量と確保方策	96
第4章	地域生活支援事業等の内容	97
1	地域生活支援事業の内容	97
2	地域生活支援促進事業の内容	101
3	地域生活支援事業の実績	102
4	地域生活支援事業の見込み量と確保方策	103

第4編 計画の推進	105
第1章 推進体制	105
1 地域自立支援協議会の機能強化	105
2 福祉人材の育成・確保	106
3 関係機関等との連携・協働	106
4 計画の点検・管理体制	107
資料編	109
1 策定経過	109
2 策定委員会設置要綱	110
3 委員名簿	112
4 障がい者に関するマーク	113

■「障害者」の「害」表記等について

本計画においては、心のバリアフリーを推進するために「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

表記の基本的な考え方は、以下のとおりです。

- 障害→障がい
- 障害者→障がいのある人、あるいは障がい者(障がいを総称する時に使う)とします。(文章のつながりの中で使い分けます)
- 障害児→障がい児
- 身体障害者→身体障がい者
- 知的障害者→知的障がい者
- 精神障害者→精神障がい者

(目次裏)

第1編 総論

(裏白)

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨と背景

- 本市では、平成24年3月に第2次潮来市障害者計画を策定後、平成27年3月に中間見直しを行いました。潮来市障害福祉計画については、制度に基づく3年ごとの見直しを行い、障がい者施策の推進に努めてきたところです。
- この間、国においては、ノーマライゼーション^(※)の理念のもと、障がいのある人もない人も地域でともに暮らし、ともに活躍できる社会の実現に向けて、障がいのある人の自立と社会参加を推進する共生社会を目指した取り組みを講じてきました。
- 平成24年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が成立し、法の目的に「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されるとともに基本理念が創設されました。
- 平成25年6月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成28年4月に施行されました。茨城県では、平成26年3月に「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」を成立させ、差別に関する相談体制を整備し、周知啓発に取り組んでいるところです。
- 本市においても、こうした障がい者施策の動向等を踏まえながら、障がいのある人もない人も分け隔てなく、ともに生きる社会づくりを進めていきます。
- 今回、本計画の策定においては、「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画として、地域福祉の共通課題の解決に向けた取り組みを進めます。さらに、潮来市地域自立支援協議会を核として、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

※ノーマライゼーション

障がいの有無等によって分け隔てられることなく、等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

2 計画の根拠・位置付け

「障害者計画」と「障害福祉計画・障害児福祉計画」は相互に調和を図りつつ、市政の基本指針となる「潮来市総合計画」並びに「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画として調和を図り策定します。

○障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合的に定めるものです。

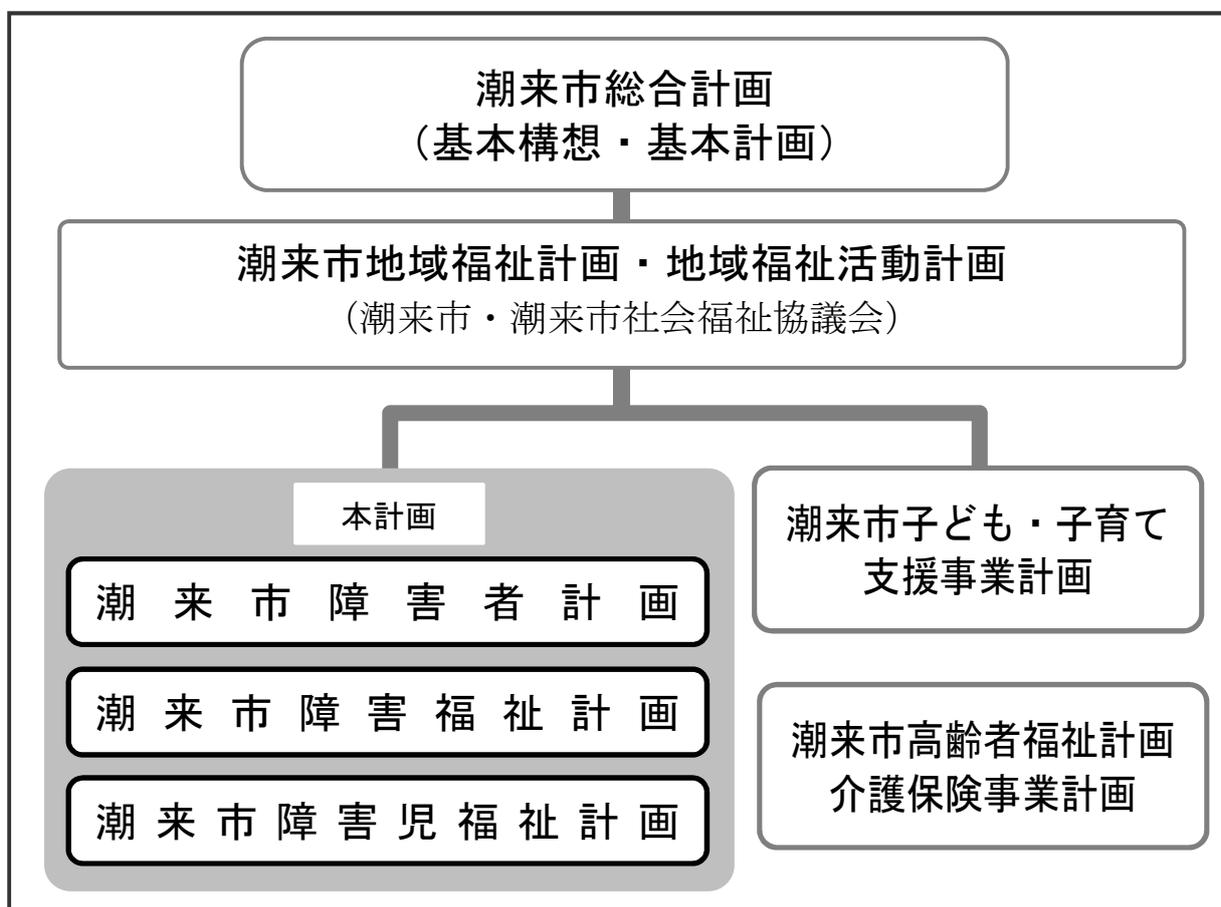
○障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制について定めるものです。

○障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定し、障がい児の通所支援、相談支援の提供体制について定めるものです。

■計画の性格



3 近年の法律等の変遷

○障がい者福祉政策については、行政がサービス利用を決める措置制度から、利用者がサービスを選択する契約制度へと転換され、障がい者自身が主体的にサービスを選び利用できる制度へと改正されてきました。その後も障がい者をめぐる様々な法律等の変遷が行われ、このような国の動向等に基づき新たな本市の計画を策定します。

■近年の法律等の変遷

年 月	事 項
2003（平成15）年4月	○支援費制度の導入（措置制度から転換、障がいのある方の自己決定に基づきサービスを提供）
2006（平成18）年4月 施行	○障害者自立支援法の施行（サービス体系の一元化、障害程度区分の導入、利用者負担（応益負担）の導入など）
2011（平成23）年8月 施行	○障害者基本法の改正（基本理念の明確化、障がい等の定義の明確化（発達障がいの明記）、障がい児教育、情報の利用等に関するバリアフリー化、防災及び防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮など）
2011（平成23）年10月 施行	○障害者自立支援法の改正・施行（利用量に応じた1割を上限とした定率負担から、負担能力に応じた応能負担へ）
2012（平成24）年4月 施行	○児童福祉法の改正（障がい種類ごとの施設体系を通所・入所の利用形態により一元化、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設など）
2012（平成24）年10月 施行	○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の施行
2013（平成25）年4月 施行	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行（障がい者の範囲に難病等が追加、障がい者に対する支援の拡充）
2013（平成25）年4月 施行	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の施行
2014（平成26）年2月	○障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の効力発生
2014（平成26）年4月 施行	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の改正・施行
2016（平成28）年4月 施行	○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行
2016（平成28）年4月 施行	○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）の施行
2016（平成28）年8月 施行	○発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行
2017（平成29）年3月	○障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
2017（平成29）年	○国：障害者基本計画（第4次）の策定

4 計画の期間及び見直しの時期

- 「第3次潮来市障害者計画」は、2018（平成30）年度～2023年度までの6か年を計画期間とします。また、中間年に見直しを行います。
- 「第5期潮来市障害福祉計画」は、2018（平成30）年度～2020年度までの3か年を計画期間とします。
- 「第1期潮来市障害児福祉計画」は、2018（平成30）年度～2020年度までの3か年を計画期間とします。

■計画の期間

	2018年度 (平成30)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
基本法 障害者	第3次潮来市障害者計画 (6か年計画)					
総合支援法 障害者	第5期 障害福祉計画 (3か年計画)			第6期 障害福祉計画 (3か年計画)		
児童福祉法 児童	第1期 障害児福祉計画 (3か年計画)			第2期 障害児福祉計画 (3か年計画)		

5 計画の対象

- 「第3次潮来市障害者計画」：すべての市民を対象とします。
- 「第5期潮来市障害福祉計画」：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病の方、手帳未取得の障がいのある方、自立支援医療受給者を対象とします。
- 「第1期潮来市障害児福祉計画」：児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）または治療方法が確立していない疾病等のある児童）を対象とします。

6 計画の策定体制

(1) 障害者計画等の策定に係るアンケートの実施

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、指定難病特定医療費受給者証所持者、障害福祉サービス（児童）受給者証所持者の全員を対象として調査を実施しました。

■調査の実施概要

区 分	内 容
調査対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、指定難病特定医療費受給者証所持者、障害福祉サービス（児童）受給者証所持者 合計1,329人
調査方法	郵送による配付・回収
有効回答数	有効回収数 802人（60.3%）
実施時期	平成29年6月26日（月）～7月10日（月）まで

■障がいの種類

区 分	回収数	総数に占める割合
身体障害者手帳所持者	551人（うち重複者38人）	68.7%
療育手帳所持者	117人（うち重複者23人）	14.6%
精神障害者保健福祉手帳所持者	57人（うち重複者9人）	7.1%
指定難病特定医療費受給者証所持者、	84人（うち重複者18人）	10.5%
障害福祉サービス（児童）受給者証所持者	4人	0.5%
無回答	33人	4.1%

(2) 障害福祉サービス提供事業所等への調査並びにヒアリングの実施

○当事者団体・家族会、障害福祉サービス提供事業所等について、現在の活動の状況及び今後の活動意向を把握するためヒアリングを実施しました。

■調査実施団体

区 分	団体名（順不同）
当事者団体・家族会	潮来市手をつなぐ育成会 潮来地方家族会 潮来市障がい者児親の会 潮来市身体障害者福祉協議会
障害福祉サービス提供事業所等	(福) 鹿島育成園 鹿島育成園児童寮、鹿島育成寮、 鹿島育成園アイリス、きんもくせい (株) グッドライフ グッドライフ潮来 (みはる園) 地域活動支援センター れいめい (福) 木犀会 ケアステーション ポプラ (福) 創志会 L S C潮来 (株) サシノベルテ こどもサークル潮来 NPO法人 ふれあい潮来 (福) 潮来市社会福祉協議会 いたこファミリーサポートセンター (福) 誠仁会 メイプル (調査票調査のみ) (福) 江戸川豊生会 福楽園デイサービスセンター (調査票調査のみ) (有) 仁友介護サービス (調査票調査のみ)

(3) 会議等

①地域自立支援協議会の開催

○地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行い、市の障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の策定、進行管理及び評価に関する検討を行いました。

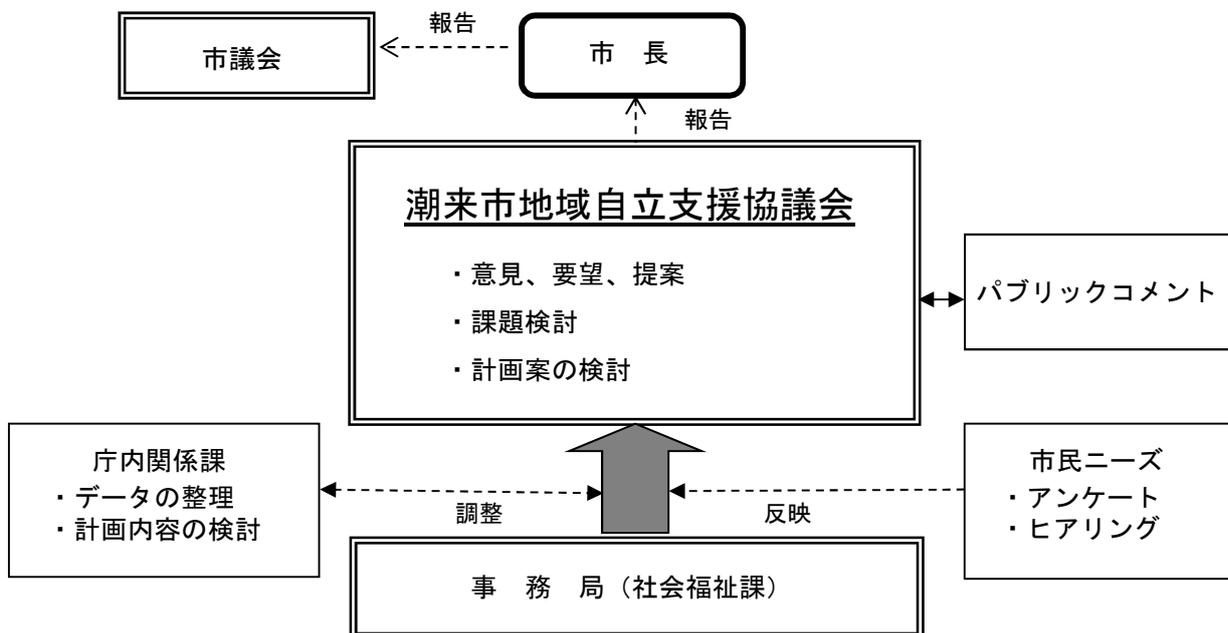
②パブリックコメントの実施

○計画案について、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメント（意見聴取）を実施しました。

③推進状況の把握（庁内関係所管課等）

○行政の庁内の関係所管課において、各分野の取り組み状況を把握するとともに、計画内容の調整と検討にあたりました。

■計画策定体制



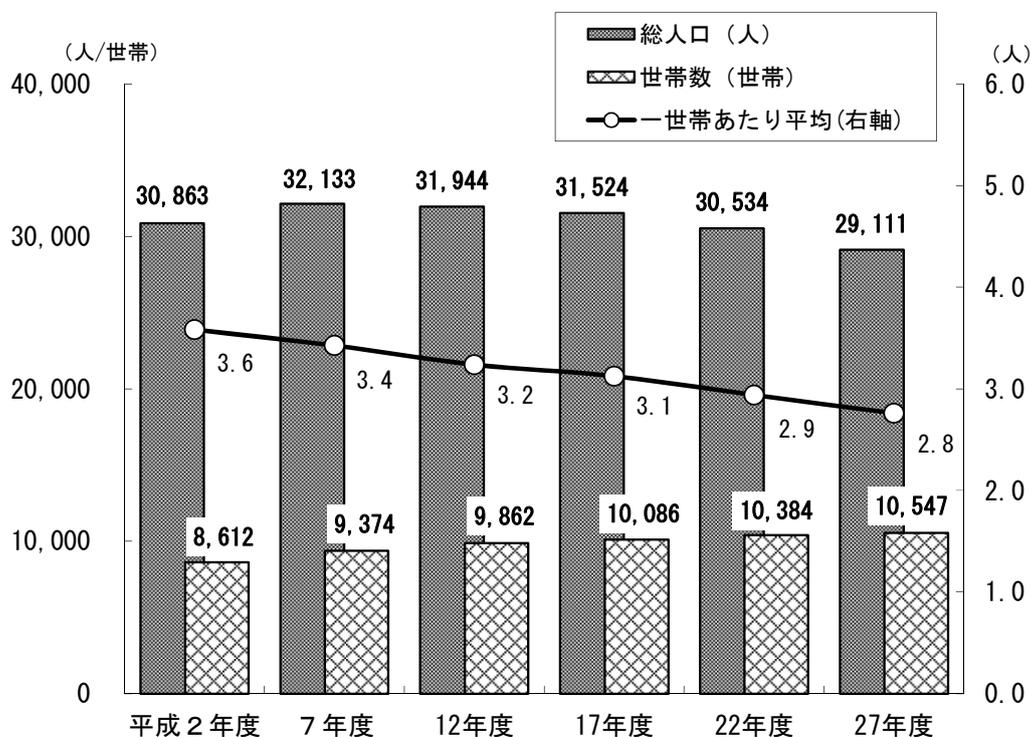
第2章 潮来市の障がい者（児）を取り巻く状況

1 人口の推移

○総人口は、平成7年度以降、減少に転じて、平成27年度は29,111人となっています。その一方で、世帯数は増加し、一世帯あたり平均人数は平成27年度に2.8人となっています。

○年齢別構成比の推移をみると、高齢者人口の構成比は平成17年度に20%を超え、平成27年度は28.5%に上昇しています。

■人口の推移



■年齢別構成比の推移

<上段：人 (人) 下段：割合>

	平成2年度	7年度	12年度	17年度	22年度	27年度
総人口	30,863	32,133	31,944	31,524	30,534	29,111
年少人口 (15歳未満)	6,149 19.9%	5,823 18.1%	5,195 16.3%	4,496 14.3%	3,873 12.7%	3,341 11.6%
生産年齢人口 (15~64歳)	20,759 67.3%	21,731 67.6%	21,232 66.5%	20,594 65.3%	19,419 63.7%	17,331 59.9%
高齢者人口 (65歳以上)	3,955 12.8%	4,579 14.3%	5,517 17.3%	6,424 20.4%	7,194 23.6%	8,253 28.5%

資料：国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）

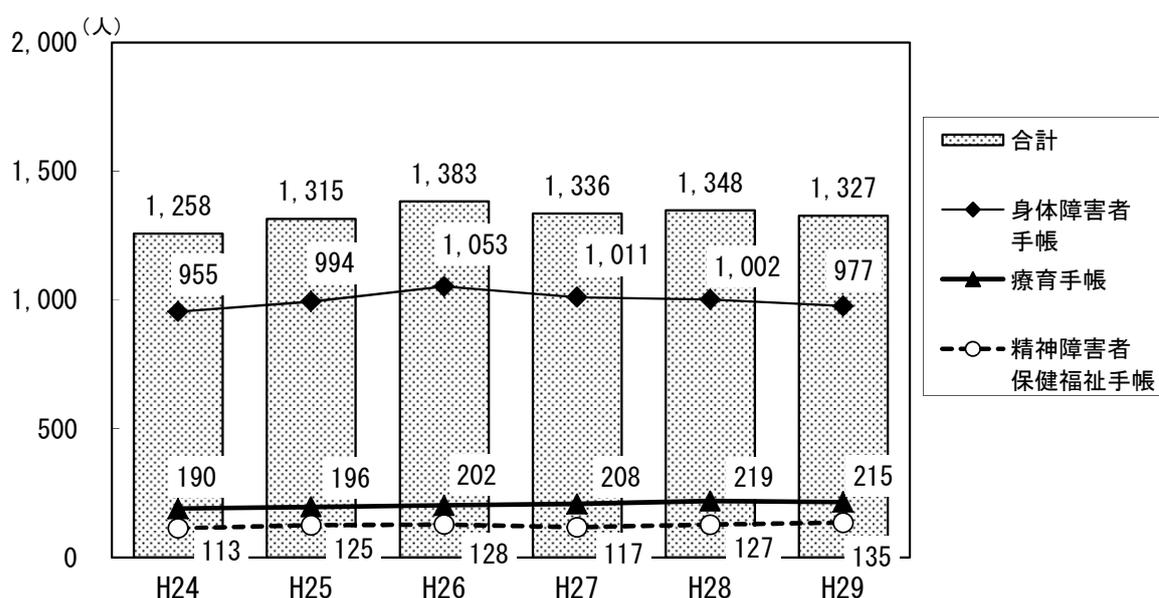
2 障がい者（児）等の推移

（1）障害者手帳所持者の推移

○本市の障害者手帳の所持者は、平成29年4月1日現在1,327人で、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は4.6%となっています。

○障害者手帳所持者のうち、身体障害者手帳所持者が平成29年度に977人で73.6%を占めています。

■障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

注）障害者手帳：身体障がいのある人は「身体障害者手帳」、知的障がいのある人は「療育手帳」、精神障がいのある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ申請・認定等のうえ交付されます。

■総人口に占める障害者手帳所持者の割合

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総人口に対する割合	4.2%	4.4%	4.7%	4.6%	4.6%	4.6%

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

- 身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成26年度に1,053人でしたが、その後減少して平成29年度は977人となっています。
- 障がいの等級別では、1級（重度）の所持者が最も多く、平成29年度は346人です。障がいの重度化傾向が続いています。
- 障がい部位をみると、肢体不自由（上肢、下肢障害・体幹機能障害・脳原性運動機能障害）が最も多く、平成29年度は519人で身体障がい者の53.1%を占めています。

■身体障害者手帳所持者の推移

(単位：人)

年度 種類		平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
合計		955	994	1,053	1,011	1,002	977
年齢	18歳未満	21	18	17	14	17	16
	18歳以上	934	976	1,036	997	985	961
等級	1級（重度）	309	327	351	340	340	346
	2級	189	185	192	178	169	165
	3級	143	149	158	160	161	143
	4級	193	210	225	211	211	204
	5級	72	74	77	77	76	70
	6級（軽度）	49	49	50	45	45	49
障がい 部位	視覚障害	79	79	80	72	71	69
	聴覚・平衡機能 障害	90	91	93	87	87	82
	音声・言語・ そしゃく機能 障害	7	8	10	9	9	8
	肢体不自由	521	534	560	542	528	519
	内部障害	258	282	310	301	307	299

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者（知的障がい）の状況

○療育手帳所持者の推移をみると、平成24年度の190人から平成29年度は215人に増加しています。

○年齢別では、18歳以上が平成24年度は154人でしたが、平成29年度は179人で25人増加しています。

○障がいの判定（等級）別でみると、平成29年度はA判定（重度）とB判定（中度）がともに60人ずつで多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

年度 種類		平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
合計		190	196	202	208	219	215
年齢	18歳未満	36	40	37	35	37	36
	18歳以上	154	156	165	173	182	179
等級	㊤（最重度）	38	37	39	39	41	43
	A（重度）	61	59	63	63	65	60
	B（中度）	49	50	50	57	59	60
	C（軽度）	42	50	50	49	54	52

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

- 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、平成24年度の113人から平成29年度は135人で22人増加しています。
- 障がいの判定（等級）別でみると、平成29年度は2級(中度)が87人で最も多くなっています。
- 自立支援医療（精神通院）対象者も増加しており、平成29年度は297人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(単位：人)

年度 種類		平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
合計		113	125	128	117	127	135
等級	1級（重度）	28	25	18	16	18	15
	2級（中度）	64	72	84	80	84	87
	3級（軽度）	21	28	26	21	25	33

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

■自立支援医療（精神通院）対象者の推移

(単位：人)

	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自立支援医療費 対象者	265	266	271	285	288	297

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(5) 難病患者の状況

- 「難病」とは、原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障がいをもたらす慢性疾患の総称です。障害者総合支援法が施行され、法の対象となる障がいの範囲に「難病等」が追加されたことで、法令で定められた疾患については、障害福祉サービスの対象となっています。
- 本市では、難病を患って一般特定疾患医療給付を受給している人は、平成29年度現在で180人です。受給者数は増加傾向にあります。
- 特定の慢性疾患を患っている子ども（18歳未満）の医療費を公費負担する小児慢性特定疾患医療受給者は、平成28年度現在で17人となっています。（潮来保健所調べ）

■一般特定疾患医療給付受給者の推移

(単位：人)

	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受給者数	137	167	174	157	186	180
疾患数	56	56	56	110	306	330

資料：潮来保健所（各年4月1日現在）

■難病患者・慢性疾患の児童の推移

(単位：人)

	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小児慢性特定疾患 医療受給者	32	24	19	16	17	—

資料：潮来保健所（各年3月末現在）

注) 難病：①原因不明、治療方法が未確立で、後遺症を残す恐れが少ない疾病。または、②経過が慢性的であるため、経済的な負担がかかるだけでなく、介護などに非常に人手がかかるため、家族の負担が重く、また精神的にも負担が重い疾病のこと。

3 障害支援区分別の認定者数

○障害者総合支援法では障害福祉サービスの支給決定にあたって、様々な状態の障がい者が支援の必要度に応じて公平にサービスを受けられるよう、障がいの程度に関する尺度として、「障害支援区分」の制度が導入されています。

○本市の障害支援区分別認定者数は、平成28年8月末現在174人です。区分別で見ると、「区分6」が52人で最も多く、次いで「区分4」が35人となっています。また、「区分5」や「区分6」の重度の方が増加しています。

○障がい種別では、平成28年8月末総数174人のうち、身体障がい者が52人、知的障がい者が101人、精神障がい者が21人となっています。（重複障害を含む）

■障害支援区分別認定者数

(単位：人)

		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		総数	
		26年 8月末	28年 8月末	26年 8月末	28年 8月末	26年 8月末	28年 8月末	26年 8月末	28年 8月末
↑ 軽度	区分1	2	0	2	1	3	3	7	4
	区分2	4	5	14	17	9	10	27	32
	区分3	15	8	16	10	7	2	38	20
	区分4	10	10	22	19	3	6	35	35
↓ 重度	区分5	4	6	16	25	0	0	20	31
	区分6	21	23	21	29	0	0	42	52
合計		56	52	91	101	22	21	169	174

資料：社会福祉課

4 教育の状況

- 市内には小学校が6校、中学校が4校あり、特別支援学級は小学校に17学級、中学校に12学級あります。
- 特別支援学級の児童・生徒数は、平成29年度現在、小学校67人、中学校58人の合計125人となっています。
- 特別支援学校は、近隣に県立鹿島特別支援学校があります。

■特別支援学級の在籍者数の推移 (単位：人)

年度		平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学校	学級数	18	18	18	19	19	17
	児童数	66	70	70	69	67	67
中学校	学級数	10	11	12	13	12	12
	生徒数	45	55	62	54	54	58

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■特別支援学校の在籍者数の推移 (単位：人)

年度	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学部	6	12	11	12	12	13
中学部	11	10	9	6	9	10
高等部	23	22	23	16	19	19
合計	40	44	43	34	40	42

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

5 就業の状況

- 障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主は障害者雇用率（いわゆる法定雇用率）によって計算される障がい者を雇用することが義務付けられています。なお、法定雇用率は平成30年4月1日から順次引き上げられます。
- 平成28年6月1日現在、ハローワーク常陸鹿嶋管内では、基準を達成しているのは71事業所で達成率は62.8%となっています。

■障がい者の就業の状況

区分 \ 年度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
対象企業数（所）	98	110	113	117	113
法定雇用労働者数※1（人）	14,449	15,256	16,701	16,966	17,004
雇用障がい者数※2（人）	221.0	243.0	295.5	285.5	294.5
実雇用率	1.53%	1.59%	1.77%	1.68%	1.73%
達成企業数（所）	56	66	72	73	71
達成企業割合	57.1%	60.0%	63.7%	62.4%	62.8%

資料：ハローワーク常陸鹿嶋（各年6月1日現在）

※1 対象企業（50人以上）の労働者数。鹿行地区のみで、本社が鹿行地区にある事業所。

※2 重度身体障がい者又は重度知的障がい者数については、その1人の雇用をもって2人を雇用しているものとみなす。また、重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者については1人分として、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者である短時間労働者については0.5人分としてみなす。

■法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障がい者は、身体障がい者又は知的障がい者である。

（なお、精神障がい者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）

《法定雇用率の引き上げについて》

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0	<u>2.2</u>
国、地方公共団体等	2.3	<u>2.5</u>
都道府県等の教育委員会	2.2	<u>2.4</u>

※法定雇用率の変更に伴い、障がい者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、法定雇用率は、平成33年4月までには、さらに0.1%引き上げとなります。

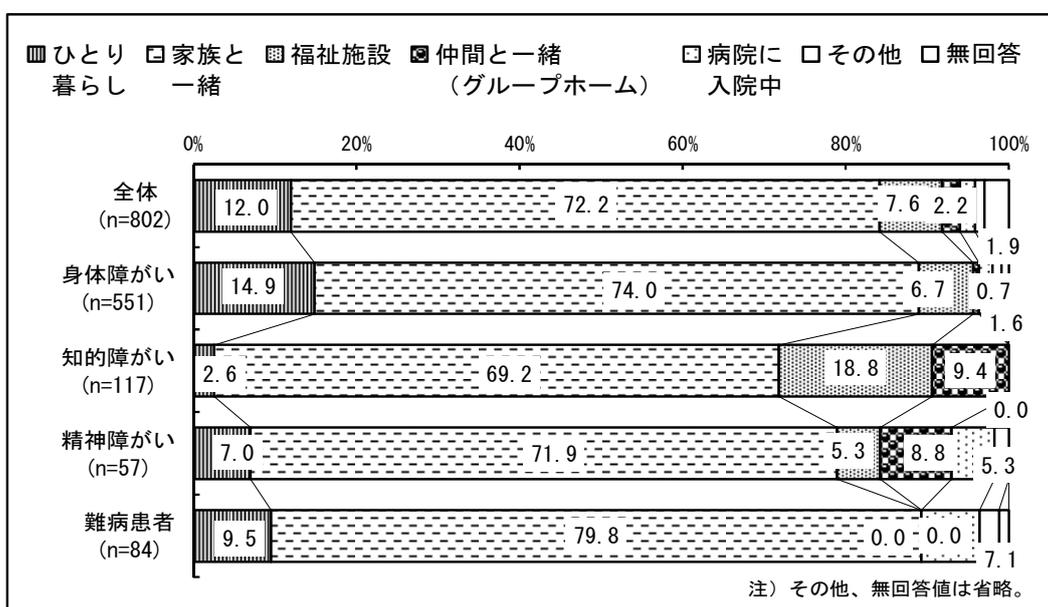
6 住まいの状況

○アンケート結果から障がいのある人の現在の居住形態をみると、全体として、「家族と一緒に」が多くを占めています。その中で、「ひとり暮らし」が12.0%、「福祉施設」が7.6%となっています。

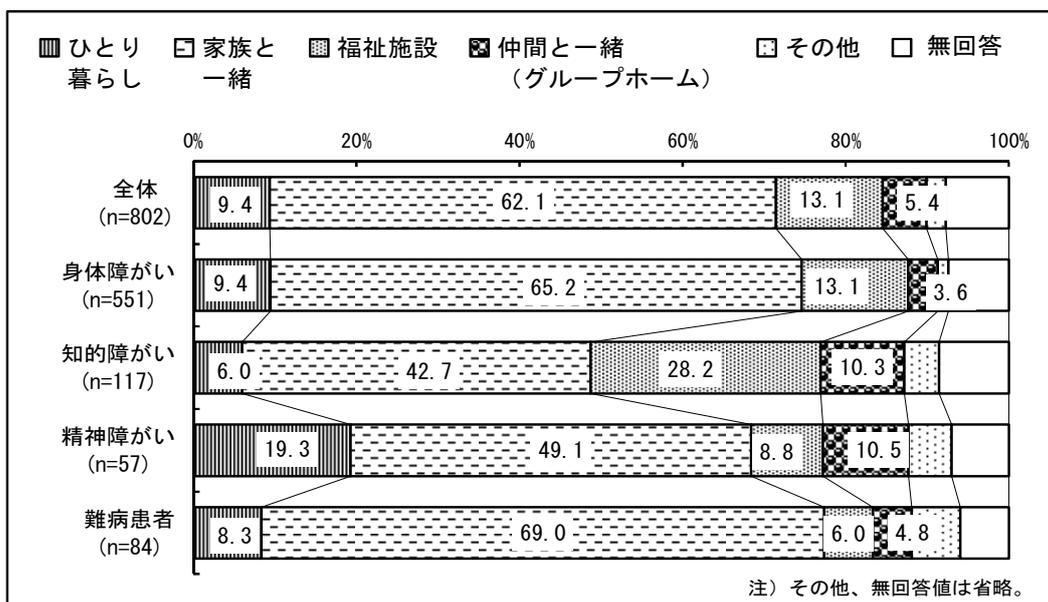
○将来の希望も現在の暮らしと同様に「家族と一緒に」が最も多くなっています。

○知的障がい者は「福祉施設」や「仲間と一緒に（グループホーム）」、また、精神障がい者は「ひとり暮らし」や「仲間と一緒に（グループホーム）」も他の障がいと比べて多くなっています。

■住まいの状況（現在の暮らし）



■住まいの状況（将来の希望）

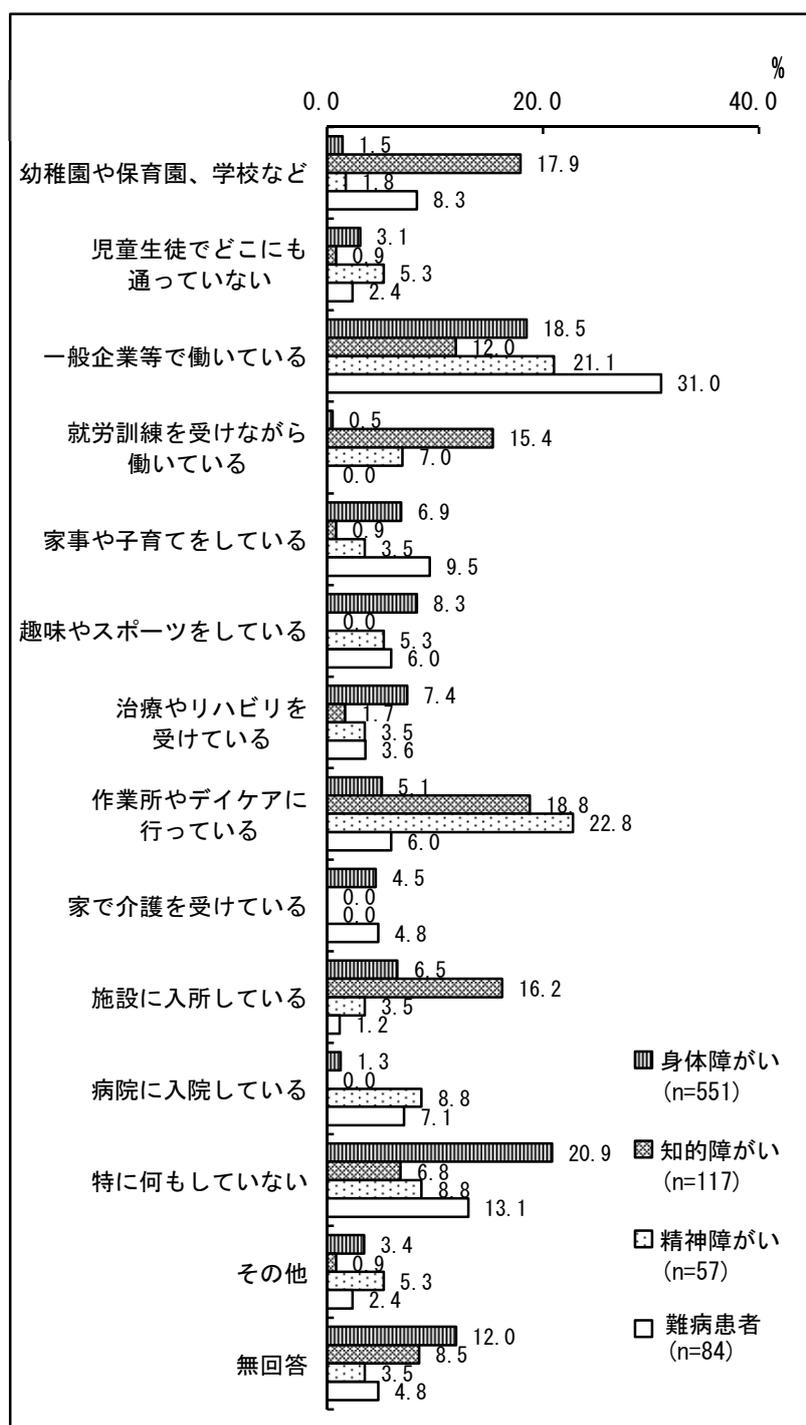


7 日中の過ごし方

○アンケート結果から障がいのある人の平日の昼間の過ごし方をみると、“身体障がい”は「特に何もしていない」と「一般の企業等で働いている」といった回答が多くなっています。

○“知的障がい”は、「作業所やデイケアに行っている」や「幼稚園や保育園、学校など」が多くなっています。

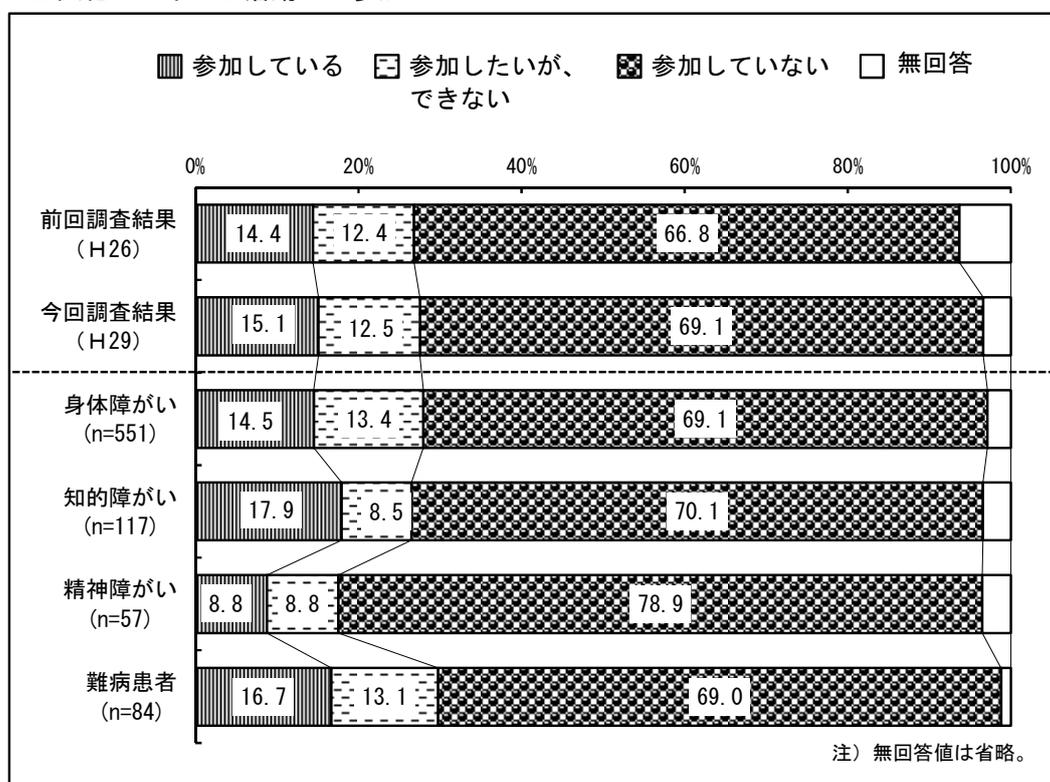
■ 平日の昼間の過ごし方



8 社会参加の状況

- アンケート結果から障がいのある人の文化活動やスポーツ活動の参加状況を見ると、「参加している」は前回調査よりも高くなっていますが15.1%に止まっています。また、どの障がいにおいても「参加していない」人が約7～8割です。
- 障がい種別にみると、“精神障がい”の「参加している」割合が8.8%で特に低い状況です。
- ヒアリング調査では、障がいがあっても参加しやすい環境づくりをはじめ、学校を卒業してしまうと外出の機会が極端に減少してしまうことが課題としてあげられています。

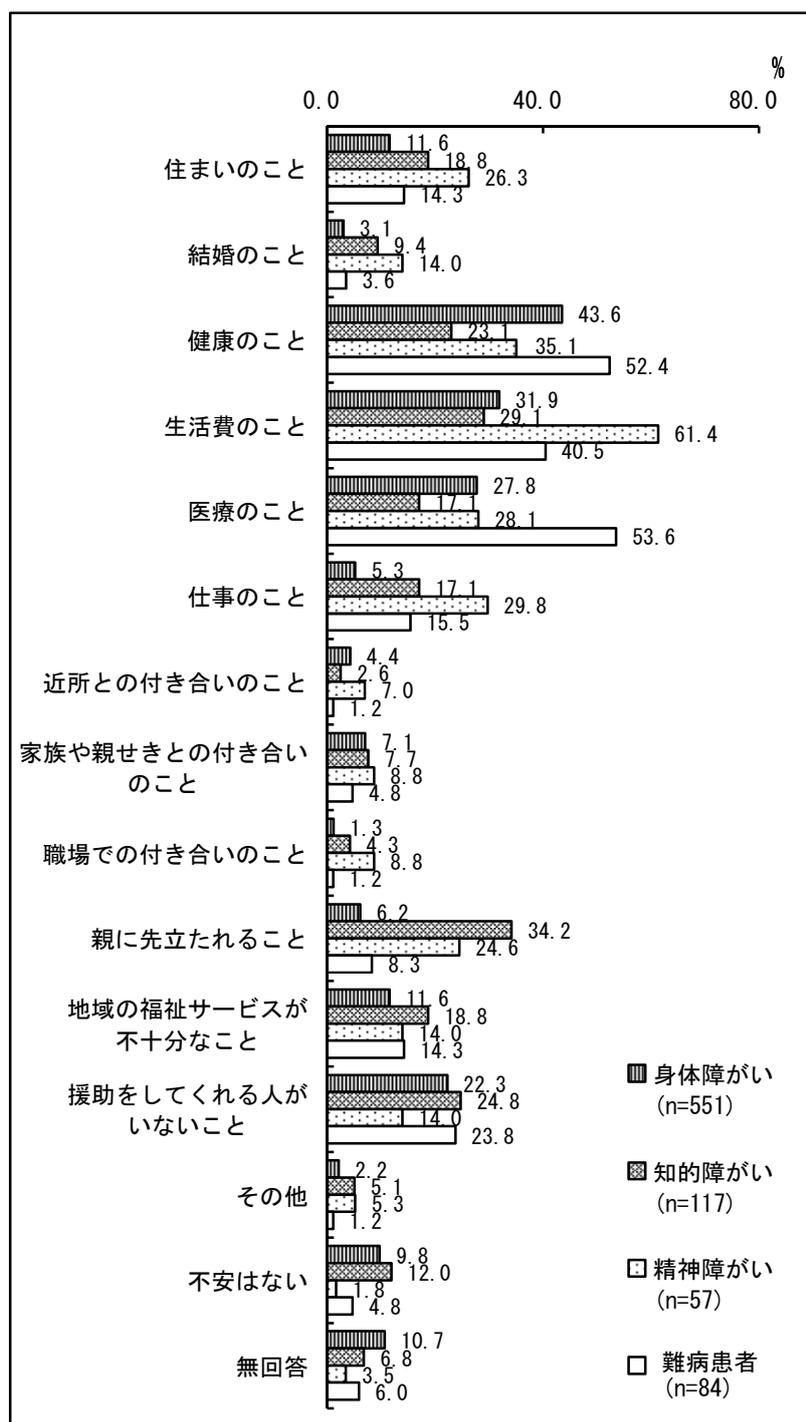
■ 文化・スポーツ活動への参加



9 将来の生活の不安

- アンケート結果から将来の生活の不安をみると、“身体障がい”は「健康のこと」、
“難病患者”「健康のこと」や「医療のこと」が高くなっています。
- “知的障がい”は「親に先立たれること」、「精神障がい」は「生活費のこと」
が最も高くあげられています。
- 障がいによって、将来の生活の不安に違いがみられることから、障がいの特性に
応じた支援が求められます。

■ 将来の生活の不安について

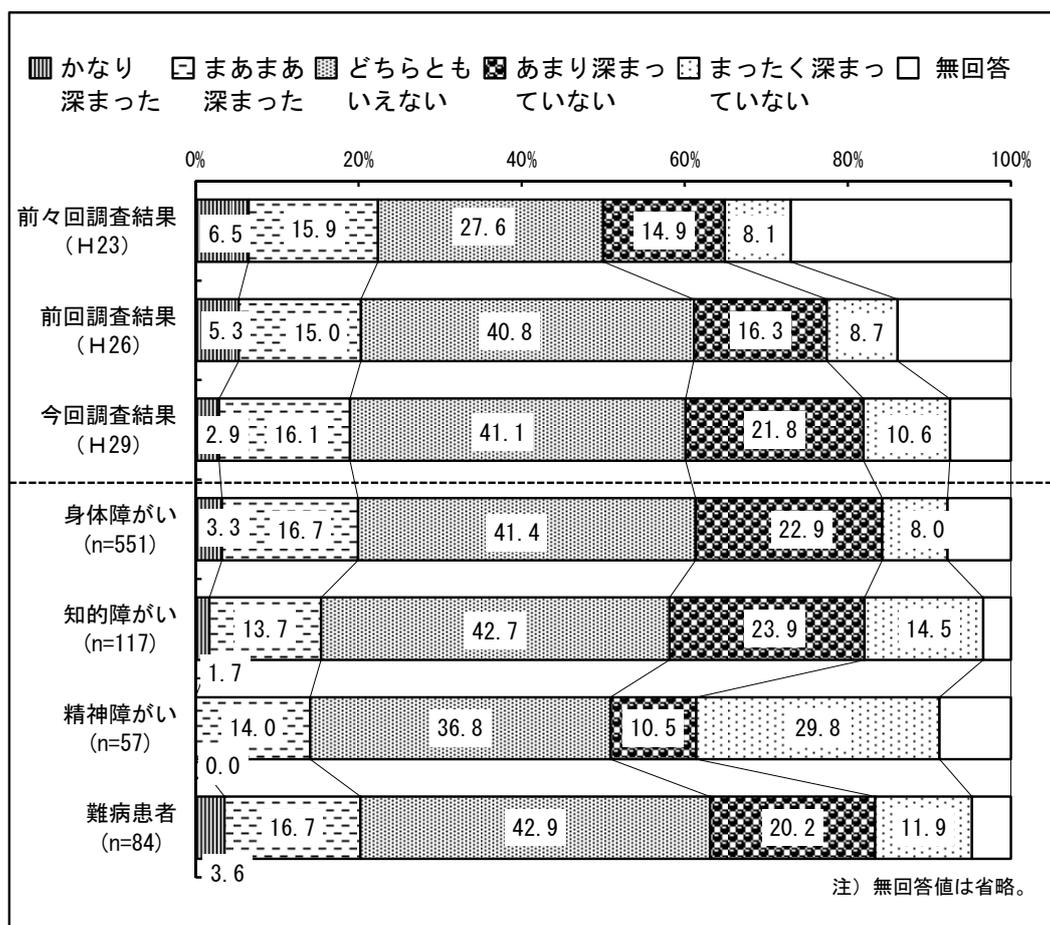


10 障がいのある人への理解

○障がいのある人への理解が「かなり深まった」と「まあまあ深まった」と感じている人を合わせると19.0%で、前回調査、前々回調査と比べて減少しています。依然として理解が深まっていないと感じている人が多くを占めています。

○また、精神障がいにおいては、障がいのある人への理解が深まっていないと感じている人が高い状況です。

■ 障がいのある人への理解



第3章 障がい福祉施策の評価と今後の方向性

1 障がい福祉の満足度

○障がい福祉に関するアンケート結果について、満足度を前回調査と比較したところ、「(カ)障がい児への保育・療育」や「(ケ)健康相談、健康診査」の満足度が特に上がっています。その一方で、市単独の福祉タクシーやおむつの給付など「(ク)総合支援法以外の福祉サービス」の満足度が下がっています。

■ 障がい福祉の満足度【4段階評価】

	項 目	平成26年 前回調査	平成29年 今回調査	評価 (H29-H26)
(ア)	障がいに対するまち全体の理解を深める取り組み	2.42	⑤ 2.43	0.01
(イ)	ボランティアなどの福祉活動	④ 2.48	③ 2.46	▲ 0.02
(ウ)	行事やイベント、スポーツなど、地域での交流機会	③ 2.53	2.38	▲ 0.15
(エ)	学校などでの福祉教育	⑤ 2.46	④ 2.44	▲ 0.02
(オ)	障がい児への学校教育	2.41	⑤ 2.43	0.02
(カ)	障がい児への保育・療育	2.11	2.42	0.31
(キ)	働く場の確保（就業・雇用対策）	2.38	2.17	▲ 0.21
(ク)	総合支援法以外の福祉サービス	① 2.67	2.38	▲ 0.29
(ケ)	健康相談、健康診査	2.37	① 2.60	0.23
(コ)	医療やリハビリの体制	2.40	2.32	▲ 0.08
(サ)	点字や手話、字幕放送などによる情報提供	2.41	2.33	▲ 0.08
(シ)	障がい者の人権擁護	⑤ 2.46	2.38	▲ 0.08
(ス)	相談窓口の使いやすさ	② 2.64	① 2.60	▲ 0.04
(セ)	災害時や緊急時の避難・支援	2.28	2.27	▲ 0.01
(ソ)	まちなかの歩きやすさ、移動の便利さ	2.09	2.09	0.00
(タ)	公共施設の使いやすさ	2.33	2.30	▲ 0.03
(チ)	生活の安定のための年金や手当の充実	2.08	2.14	0.06
(ツ)	障がいがあっても暮らしやすい住宅の整備	2.25	2.18	▲ 0.07
(テ)	障がい者福祉のサービスや制度の情報提供	2.21	2.18	▲ 0.03
(ト)	作業所の整備	2.34	2.24	▲ 0.10
(ナ)	入所施設や短期入所施設の整備	2.24	2.21	▲ 0.03
(ニ)	グループホームの整備	2.19	2.23	0.04
(ヌ)	障がい児の通所（預かり）施設の整備	2.27	2.21	▲ 0.06

<「満足度」4段階評価の算出方法>

設問ごとに回答した人の選択肢で、「満足」4点、「まあ満足」3点、「やや不満」2点、「不満」1点をそれぞれ与え、無回答を除いた回答者数から平均点を求めた。（前回調査と同様）

2 障がい福祉施策の評価

平成24年3月に策定した第2次計画となる「潮来市障害者計画（平成27年3月中間見直し）」を踏まえた、障がい福祉施策の評価は以下のとおりです。

基本目標1 お互いを大切にすることを意識の醸成について

- 障がいや障がいのある人に対する理解促進を図るため、障害者差別解消法の周知や市のイベント等への障がい者の参加、学校、家庭、地域などにおける福祉教育の実施などを推進しました。また、障がい者に対する情報提供の充実を目指し、多様な広報媒体を用いた情報の提供や福祉情報の提供に努めています。
- しかし、障がい者へのアンケートでは、障がい者への理解が「深まった」との割合が減少しており、障がい者の当事者団体等のヒアリング調査でも「障がい者に対する地域や周囲の理解は、未だに偏見があると感じられる」という意見がありました。特に、精神障がい者や軽度の知的障がい者など、一見わかりにくい障がい者に対しては配慮が行き届かない面が多いという指摘がありました。
- 継続的な意識啓発や福祉教育を推進していますが、地域社会の障がい者や障がいに対する理解はまだ不十分といえます。今後は、障がい者の中でもより周囲から理解されにくい「精神障がい」、特に「高次脳機能障がい」や「発達障がい」などを対象とした施策や事業の推進が望まれています。

基本目標2 自立をめざせる生活支援の充実について

- 障がい者の生活支援の充実を図るため、市窓口における相談支援体制の強化を図るとともに、計画相談支援事業者による相談支援の充実やグループホームなどの生活の場の確保など障害福祉サービスの充実に努めています。
- しかし、障がい者へのアンケートでは障害福祉サービスの利用者の割合は増加したものの、利用者のサービスに対する満足度は減少しています。
- さらに、障がい者の当事者団体等のヒアリング調査においては、計画相談支援や精神障がい者へのサービス提供基盤が弱いことなどが指摘されました。
- このようなことから、潮来市においては、グループホームをはじめとして障害福祉サービスの提供基盤が充実しつつあるものの、障がい者一人ひとりの多様なニーズに対応できるところまでは至っていないものと考えられます。
- 今後は、障がい者から要望の高い「医療体制」の充実も含め、多職種、多機関で連携をより強化し、多様なニーズに対応できるサービス提供基盤の充実が求められています。

基本目標3 自分らしさを広げる社会参加の実現について

- 障がい者の就労促進を図るため、優先調達法に基づく市事業の優先的な発注や、ハローワークと連携した雇用の場の確保・開発などに努めています。また、障がい児保育を推進するとともに、関係機関との連携による特別支援教育の充実を図りました。さらに、地域活動支援センターの支援や移動支援の実施、市主催の講演会等への手話通訳者の派遣、障がい者スポーツ大会など障がい者の社会参加の促進に努めています。
- 特に「地域自立支援協議会」においては、「療育部会」や「相談支援部会」の専門部会を設け、多機関が連携したサービス提供の充実を図っており、障がいの早期発見・早期対応、医療機関との連携強化などに努めています。
- 障害福祉に関するアンケートの結果では、満足度が上がったのは「障がい児への保育・療育」や「健康相談、健康診査」などがあり、巡回支援専門員整備事業や地域自立支援協議会での対応などが評価されたものと考えられます。しかし、全体としては、満足度が減少した項目が多く、特に低下の割合が高いのは、「総合支援法以外の福祉サービス」や「働く場の確保」、「行事やイベント、スポーツなど、地域での交流機会」となりました。
- また、障がい者の当事者団体等のヒアリング調査においては「知的障がい者や精神障がい者の働く場の不足」や「就労と社会参加や生きがいがづくりのメリハリのきいた生活の実現」を望む声が多くありました。
- このように、保育・療育などの分野においては一定の評価を受けたものの、就労・社会参加全般については、障がい者のニーズに十分対応できていないものと考えられます。

基本目標4 安全・安心して暮らせる地域づくりについて

- 障がい者に配慮したまちづくりを進めるために、市庁舎入り口等のバリアフリー化や地域公共交通網形成計画に基づく路線バスの運行などを行いました。また、防災体制については、避難行動要支援者名簿の作成や自主防災組織の育成、福祉避難所の協定などを進めるなど、障がい者に対応する防災体制の充実に努めています。さらに、成年後見制度などの普及啓発や虐待防止センターの設置など障がい者の権利擁護の充実に努めています。
- 障がい者の当事者団体等のヒアリング調査においては、「公共施設や駅などの公共機関のトイレやエレベーターなどのバリアフリー化が進んでいない」などの意見があり、市の公共施設や地域環境全般に関する不安や要望が聞かれました。

○さらに、権利擁護などに関する要望も多く、障がい者が「安心・安全」に生活していくためには、多くの課題があることがわかりました。

○公共施設等のバリアフリー化は障がい者にとっては、必要な配慮であることから、公共施設等のバリアフリー化は優先的な課題となるものです。また、障がい者の権利擁護について制度の普及啓発や防犯対策の強化も求められています。



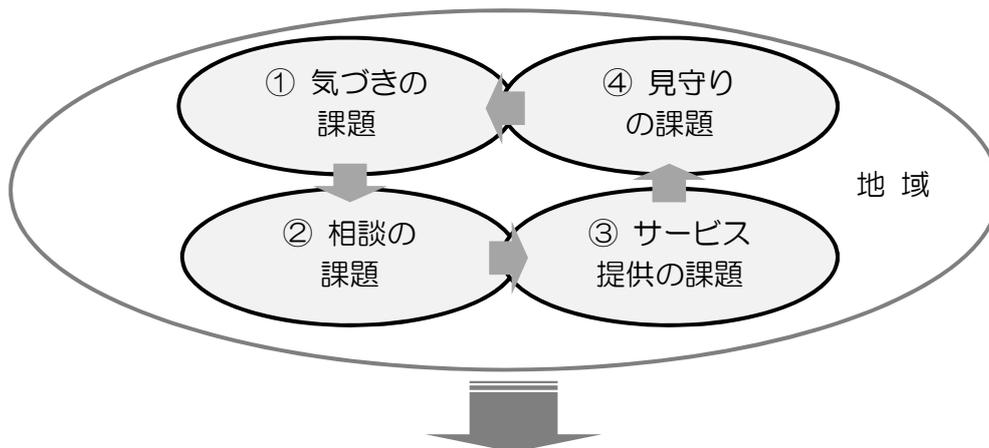
3 課題と今後の方向性

- 少子高齢化、核家族化、価値観の多様化が進む中で、現在の制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない様々な課題が複合化してきています。
- そのため「第3次潮来市障害者計画」「潮来市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」においても地域福祉の重点課題を共通の課題として捉えながら、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築が求められます。

■地域福祉の重点課題

- ① 支援の手が行き届かず困っている人を見つけ、見逃さない（気づきの課題）
- ② 話をよく聞き、ニーズに応じた相談対応体制を確保する（相談の課題）
- ③ サービス提供基盤の確保とサービス利用につなげる（サービス提供の課題）
- ④ 生活の改善に向けて、温かく寄りそった支援を継続する（見守りの課題）

『必要な支援を包括的に確保するための4つの課題』



- * 福祉が必要な人を見逃さないよう、福祉感度の良い、信頼のおける人材をたくさん増やして、いち早く問題の発見につなげ、ニーズを顕在化させる。
- * 困りごとは決して断らず解決できるよう、多職種との連携を強化した相談対応体制づくり。
- * 地域のサービス基盤の充実とともに様々な資源を組み合わせながら、隙間のない福祉の輪を構築する。
- * 一人ひとりの課題にきちんと寄りそいながら、地域全体で温かく継続して見守っていただける体制づくり。

(1) お互いを大切にする意識の醸成について

【気づきの課題】

- * アンケートでは、障がいに対する理解が深まったと感じている人が減少しました。
- * 精神疾患があっても「うちは大丈夫」と、交流の接点を持たない家庭も見られます。障がいを隠したい人が、まだ多い現状です。地域との信頼関係を築いていくことが大切です。
- * 障がい者自身も、お互いの障がい特性を理解していない、理解不足といった状況がみられます。

【相談の課題】

- * アンケートでは、相談や情報を収集する上で「市役所の窓口」が高くあげられています。しかし、「どこに相談すればよいのかわからない」や「しっかり相談にのってもらえるのか不安」といった回答もあり、相談窓口の周知と関係機関と連携した対応が大切です。

【サービス提供の課題】

- * 障害者差別解消法を「知っている」人は1割程度です。障がいのある人への「不当な差別的取扱い」の禁止、障がいのある人が困らないように、会社・お店などに「合理的配慮の提供」を求めていく必要があります。

【見守りの課題】

- * 障がいへの理解が深まったとの回答が減少していることが課題です。
- * 日常生活でいやな経験をしたという障がい者が3割います。障がいに対する理解促進を継続して取り組んでいく必要があります。



- ◆ ともに生きる社会づくりへの理解促進を図っていく必要があります。
- ◆ 障害者差別解消法の普及啓発を図っていく必要があります。
- ◆ 各機関と連携しながら継続した相談支援体制を築くことが課題です。

(2) 自立をめざせる生活支援の充実について

【気づきの課題】

- * アンケートでは、「短期入所」を始め、精神障がい者の「就労移行、就労継続支援」のニーズが高くなっています。
- * 高齢者と障がいのある人の同居など、日常生活において複合的な課題を抱えている家庭があります。
- * 地域には複雑な家庭も多く、孤立している障がい者の家庭も見られます。

【相談の課題】

- * 「計画相談支援、障害児相談支援」の充実が求められます。しかし、「計画相談支援」を行う事業所が地域に少ない状況です。
- * 市の相談窓口が手狭で、気軽に相談しにくい状況がみられます。また、情報が不足し、サービスを上手く使えていない状況があります。

【サービス提供の課題】

- * 利用できる障がい福祉サービスは地域に増えつつありますが、まだ十分でなく足りない状況です。
- * 医療的ケア児を受けてくれるサービスや病院が近隣にない状況です。また、療育体制が不十分です。

【見守りの課題】

- * サービス提供事業者間のつながりが少ないほか、専門職の人員が不足しているため、十分なサービス提供に結びついていません。



◆利用者が選択できる障害福祉サービスの基盤を確保する必要があります。

◆医療的ケア児の支援体制、児童発達支援センターの確保が課題です。

◆精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が課題です。

(3) 自分らしさを広げる社会参加の実現について

【気づきの課題】

- * 外出しやすい環境はハード面の整備だけでなく、障がいに対する周囲の理解も求められています。
- * アンケートでは、「ひとりで外出できる」人は増加していますが、もっと外出を増やしたいという人が2割います。
- * 自力で通勤できないと就労にも結び付かない現状があります。

【相談の課題】

- * 知的障がいや重症心身障がいの方も楽しめる場所がたくさんあって、もっと紹介されると良いという声が聞かれます。
- * 特別支援学校の卒業後は情報が少なく、日中の居場所、社会参加できる場が極端に少なくなってしまう現状です。
- * 公共施設やイベントは、障がいのある人が必ず利用する想定をしてほしい、そうしないと外出をためらってしまうという意見が聞かれます。

【サービス提供の課題】

- * 就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）など就労定着に向けた支援の充実のほか、工賃向上に向けた取り組みが求められます。
- * ヒアリングでは、自立した生活訓練の場の確保とともに、自分にあった働き方によって就労継続できる支援が求められています。
- * 文化活動やスポーツ活動に参加している人が少ないため、活動の場を積極的に作っていく必要があります。

【見守りの課題】

- * 就学時など切れ目のない継続した支援体制の整備が求められます。
- * ヒアリングから、外出するにしても必ず送迎が必要になる状況があります。



◆就労支援、就労定着に向けた支援を推進する必要があります。

◆生きがいつくり、社会参加の促進を図っていく必要があります。

(4) 安心・安全に暮らせる地域づくりについて

【気づきの課題】

- * アンケートでは、災害対策について「特に何もしていない」という人が多い状況です。
- * 将来の生活不安として、身体障がいは、「健康のこと」、知的障がいは「親に先立たれること」、精神障がいは「生活費のこと」があげられています。

【相談の課題】

- * 障がいの特性で集団の避難が難しい方のニーズに対応してほしいとの声があります。

【サービス提供の課題】

- * 市役所が手狭である、公共施設がバリアフリーになっていないため使いにくいとの意見があります。
- * 知的障がいと精神障がいの方は、施設入所やグループホームの希望が多くあります。

【見守りの課題】

- * 健康診査や予防接種時の配慮や、病院での待ち時間の優先的な配慮など、だれもが安心して暮らせる地域づくりに努めていく必要があります。
- * 地域住民が他人事ではなく『我が事』として関わり、世代や分野を超えて『丸ごと』つながる地域共生社会の構築が求められます。



◆災害に対する自らの備え、安心・安全な避難場所の確保が課題です。

◆支援が必要な方に権利擁護事業の周知と利用促進を図る必要があります。

第2編 第3次潮来市障害者計画

(裏白)

第1章 基本的な考え方

1 基本理念

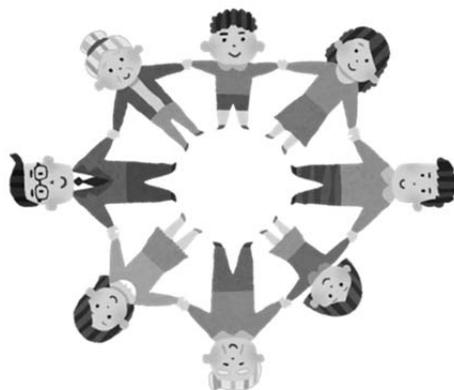
本計画の上位計画となる「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、地域共生社会に則して、予防的福祉、「我が事」の人づくり、「丸ごと」の連携づくりを推進し、だれもが生涯にわたって安心して自分らしく暮らせる『福祉先進都市』の実現を目指しています。

この方針を踏まえ、「第3次潮来市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」では、『ともに生きる社会づくり』を基本理念として定め、障がいのある人もない人も、ともに尊重して生きる共生社会の実現を図ります。

◇◆ 基本理念 ◆◇

～ **ともに生きる社会づくり** ～

障がいのある人もない人も、ともに尊重して生きる共生社会の実現を目指して！



2 施策体系

今後の取り組みとして、4つの基本目標を掲げます。

《基本目標1》 お互いを尊重する社会づくり

- 障がいのある人もない人もお互いを尊重し、ともに生きる社会を推進します。
- そのため、障がいに対する正しい理解の促進に努めるとともに、地域と連携した福祉活動や福祉教育の推進、コミュニケーションの充実に努めます。

- 1 障がいに対する理解の促進
 - (1) 差別の解消・啓発活動の推進
 - (2) 地域福祉活動の推進
- 2 情報提供・コミュニケーションの充実
 - (1) 情報提供の推進
 - (2) 制度・サービス内容の周知

《基本目標2》 自分らしく生きる社会づくり

- 障がいのある人が必要な福祉サービスを利用し、自分らしく生きる社会を推進します。
- そのため、福祉サービス利用等に関する相談支援の充実とともに、必要な人に必要なサービスが確実に提供される体制の整備に努めます。

- 1 相談支援体制の強化
 - (1) 多様な相談に応じる体制の整備
 - (2) 権利擁護の推進
 - (3) 虐待の防止
- 2 生活支援の充実
 - (1) 在宅サービスの充実
 - (2) 日中活動の場の充実
 - (3) 住まいの確保
 - (4) 経済的な支援
- 3 保健・医療体制の充実
 - (1) 保健事業の充実
 - (2) 医療機関との連携

《基本目標3》 自分らしさを広げる社会づくり

- 障がいの状態に応じて自分の能力を発揮し、自分の可能性を広げられる社会を推進します。
- そのため、障がいのある人の雇用・就労支援とともに、保育・療育、教育環境の充実、社会参加の促進に努めます。

- 1 就労機会の充実
 - (1) 雇用・就労機会の促進
 - (2) 工賃向上の推進
- 2 保育・療育、教育環境の充実
 - (1) 障がいのある児童の保育・療育
 - (2) 学校教育の充実
- 3 社会参加の促進
 - (1) 社会参加・交流機会の拡大
 - (2) スポーツ・文化活動の充実

《基本目標4》 安心・安全に暮らせる社会づくり

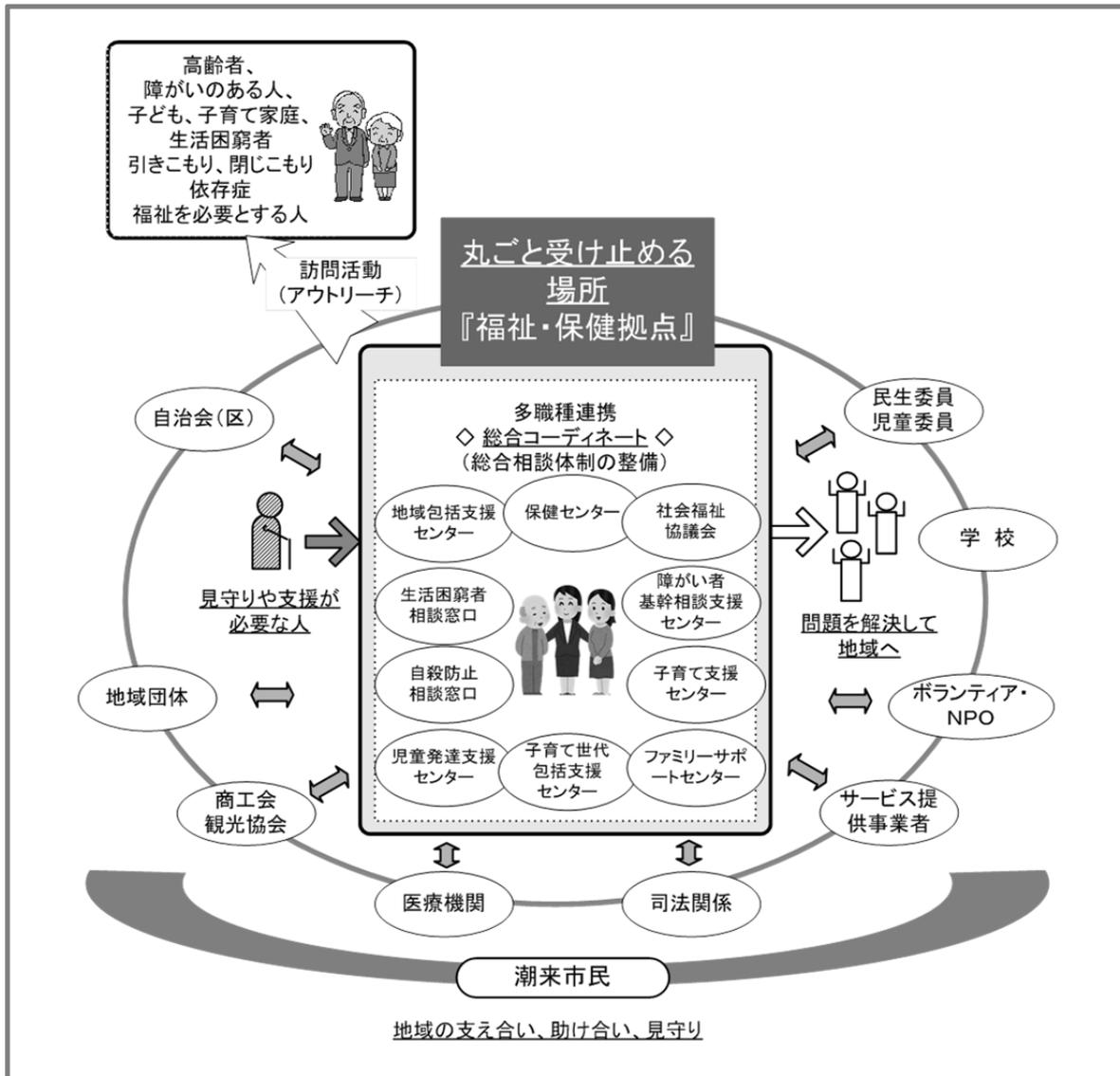
- だれもが生命を脅かされずに安全で安心して暮らせる社会を推進します。
- そのため、生活環境の整備とともに、災害に備えた防災対策の充実、交通安全・防犯対策の充実に努めます。

- 1 生活環境の整備
 - (1) 福祉のまちづくりの推進
 - (2) 行政サービスにおける配慮
- 2 安心・安全な暮らしの確保
 - (1) 防災対策の充実
 - (2) 交通安全・防犯対策の充実

3 総合相談支援体制の整備に向けた取り組み

- 高齢、障がい、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケースや、制度の狭間にあるケースが発生しています。
- 複合化・複雑化している福祉課題に対しては、決して“がまんをさせない”“手遅れにさせない”“あきらめさせない”ことが大切であり、そのためには多職種が連携して総合コーディネートを行い、チームとして包括的・総合的な相談支援を行える体制づくりが必要です。
- そのため、本市においては、相談ごとを丸ごと受け止める場所『福祉・保健拠点』を整備し、市民の身近な地域において、解決を試みることが出来る体制を構築していきます。

■総合相談支援体制の整備に向けたイメージ



第2章 施策の内容

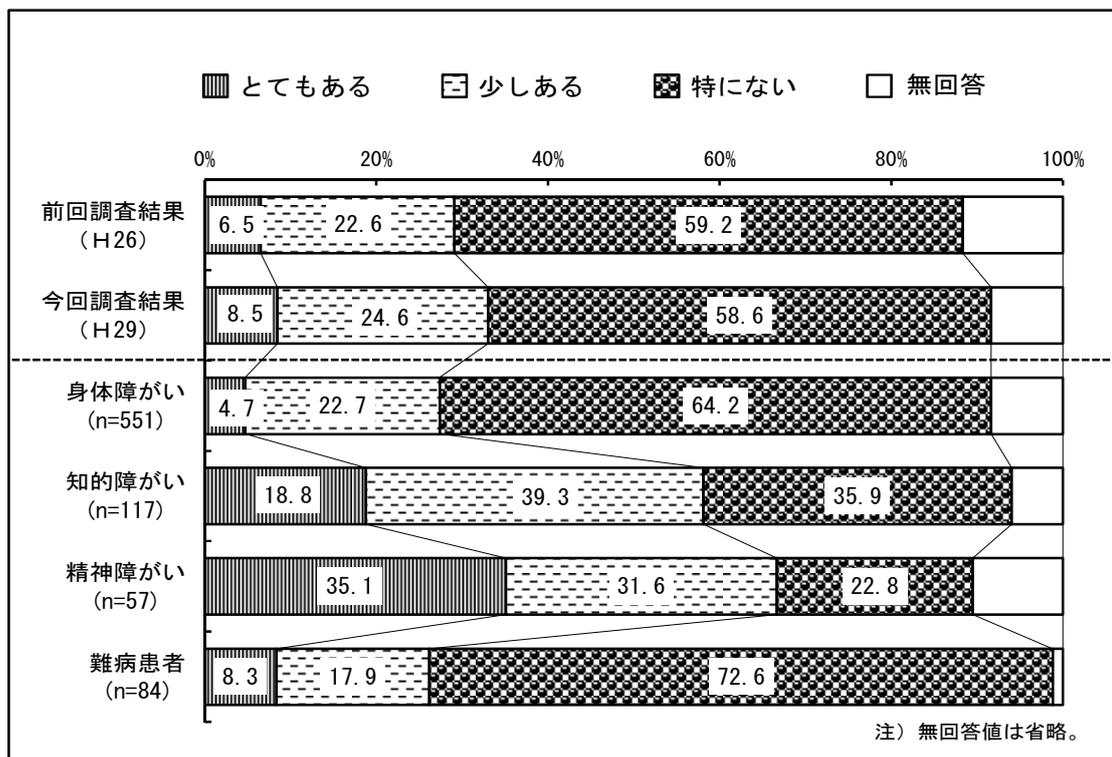
基本目標1 お互いを尊重する社会づくり

1 障がいに対する理解の促進

◆現状と課題◆

- 障がいのある人に対する差別や権利の侵害、あるいは障がいのある人への社会的な障壁の除去を意図的に行わないことは禁止されています。障害者差別解消法では、「障がいを理由とする差別」の解消の推進のため、必要な施策を講じ、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指すこととされています。
- アンケート結果では、普段の暮らしの中で、障がいや難病があるために差別や偏見、いやな思いをした経験は「とてもある」と「少しある」を合わせて33.1%が回答しており、前回調査の29.1%と比べて4ポイント増加しています。特に、“精神障がい”は、他の障がいと比べて高い割合です。
- ヒアリング調査でも、未だに障がいに対して偏見や理解が低いと感じられることがあるとの意見があり、引き続き、障がいのある人への理解を深められるよう、市民の理解促進を図っていくことが重要です。

▼障がいのある人への差別や偏見



(1) 差別の解消・啓発活動の推進

○障がいへの理解を深めノーマライゼーションの実現のため、広報紙やホームページ、リーフレット等を活用して啓発活動を行います。また、福祉教育などを通じて、障がいに対する理解の向上に努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙やリーフレット、社協だより（きずな）等で障がいに対する理解を深める啓発活動に努めます。 ・ 潮来市地域福祉計画及び潮来市地域福祉活動計画を推進し、市民の福祉意識の醸成に努めます。 ・ 障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、差別がなくなるよう、講演会等を開催します。 ・ 市の行事やイベントなどで、障がい者に対する人権の理解促進を図ります。
総務課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育研修会を開催し、障がい者等の人権に関する啓発を行います。
市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権相談員による人権相談を開催します。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒理解促進研修・啓発事業

☆＝地域生活支援事業

注) 担当課などの組織は、平成 29 年 4 月現在。(以下同様)



障害者差別解消法等に関する講演会

- * 精神疾患があっても、うちは大丈夫と接点を持たない家庭もある。隠したい人もまだ多い。(ヒアリングから)
- * 少しずつ周りの理解も得られるようになってきている。(アンケートから)
- * 以前よりは理解が深まったと思いますが、まだ周りの目が気になります。(アンケートから)

(2) 地域福祉活動の推進

- 学校教育の場などにおいて、障がいのある人とのふれあいや交流を進め、障がいに対する理解を深める機会を提供します。
- 社会福祉協議会等と連携してボランティア団体への支援や情報提供を進め、ボランティア活動の活発化を図ります。
- 災害時の見守り活動体制の充実とともに、事業所等と連携して障がいのある人がボランティアなどで活躍できるように努めます。

担当課など	取組内容
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域と連携して、地域福祉活動を推進します。 ・ボランティア体験授業を様々な授業に組み入れ、福祉への関心を高めます。 ・学校において子どもたちの障がい等に対する理解を深めるため、福祉教育を推進します。
社会福祉課 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体が活発に活動していけるように、情報提供や情報交換を行い、活動を支援します。 ・社会福祉協議会と連携して、手話通訳や声のボランティアの充実を図ります。 ・災害時における安否確認等の見守り活動を推進します。 ・障がいのある人が取り組むボランティア活動を支援します。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒自発的活動支援事業

☆＝地域生活支援事業



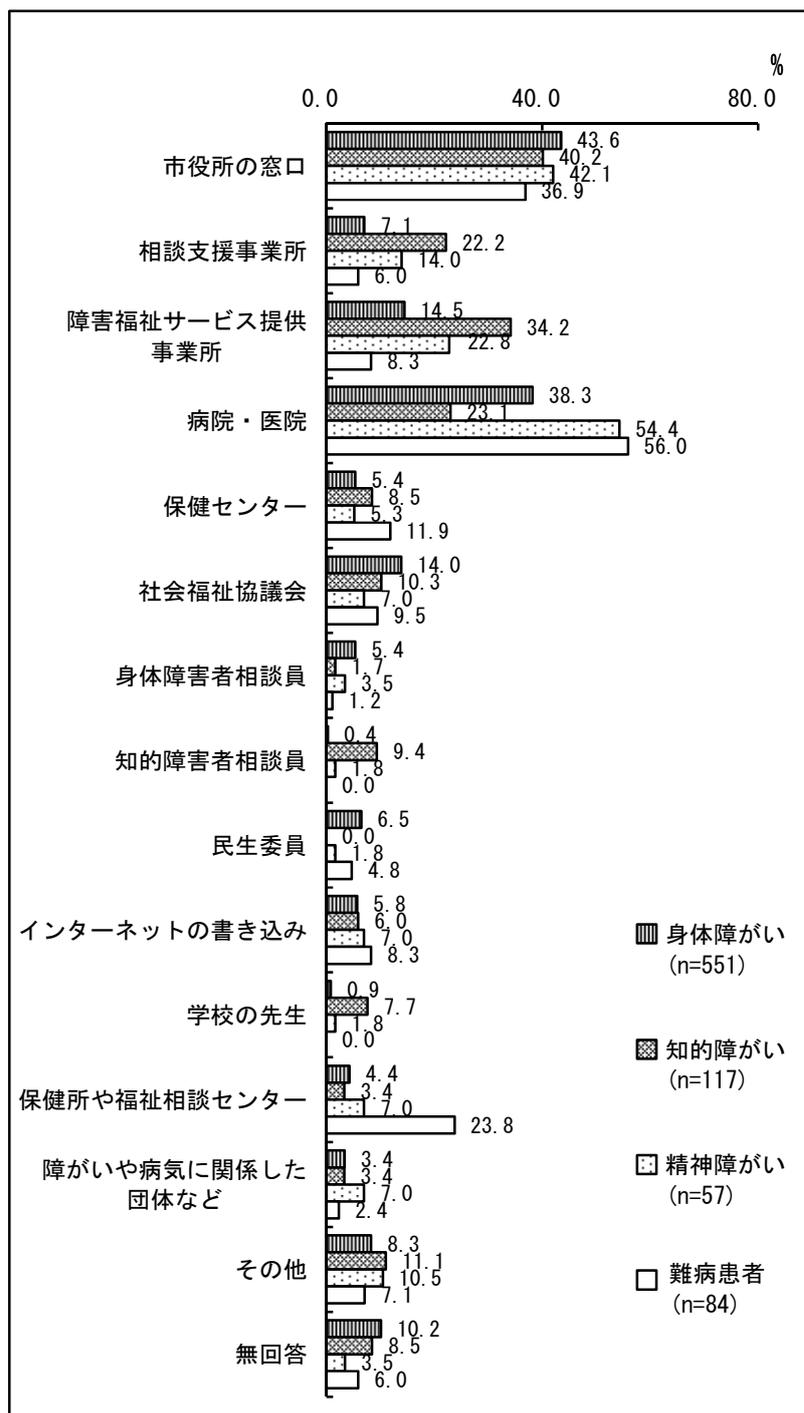
車いす体験学習

2 情報提供・コミュニケーションの充実

◆現状と課題◆

- アンケート結果をみると、情報の入手先は「市役所の窓口」や「病院・医院」が高くなっています。障害福祉サービス事業所や社会福祉協議会等とも連携して、情報提供の充実を図ることが重要です。
- 障がいのある人が必要な情報を確実に得られるよう、障がいに対応する情報伝達方法の普及や情報機器の活用などを図っていく必要があります。

▼情報の入手先<<複数回答>>



(1) 情報提供の推進

○障がいのある人やその家族が必要なときに情報を入手できるよう、様々な情報手段を活用します。また、障がいのある人の情報交換を行うための手段や人材の確保に努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が、市窓口でスムーズに意思疎通が図れる様々な手段を検討します。 ・社会福祉協議会等と連携して、手話通訳者や声のボランティア、要約筆記者の育成と活用を図ります。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者の派遣) ⇒手話奉仕員養成研修事業

☆=地域生活支援事業

(2) 制度・サービス内容の周知

○広報紙やホームページを活用して、障がいのある人が必要とする情報を迅速に提供します。また、障害福祉サービスに関する様々な制度等をわかりやすく情報提供できるよう工夫します。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉のしおりを作成し、市の福祉制度や民間事業者の紹介などの周知を図ります。
秘書政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ等で、福祉に関する情報や制度等を提供します。 ・ユーザビリティ・アクセシビリティ(利用者の使いやすさ)に配慮し、障がいのある人も見やすくアクセスしやすいホームページの活用に取り組みます。 ・市公式のツイッターやフェイスブックなどSNS(※)を活用して、福祉に関連する行事やイベント、地域情報の迅速な提供に努めます。

※SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

インターネットのネットワークサービスを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションを図れるよう設計されたサービス。

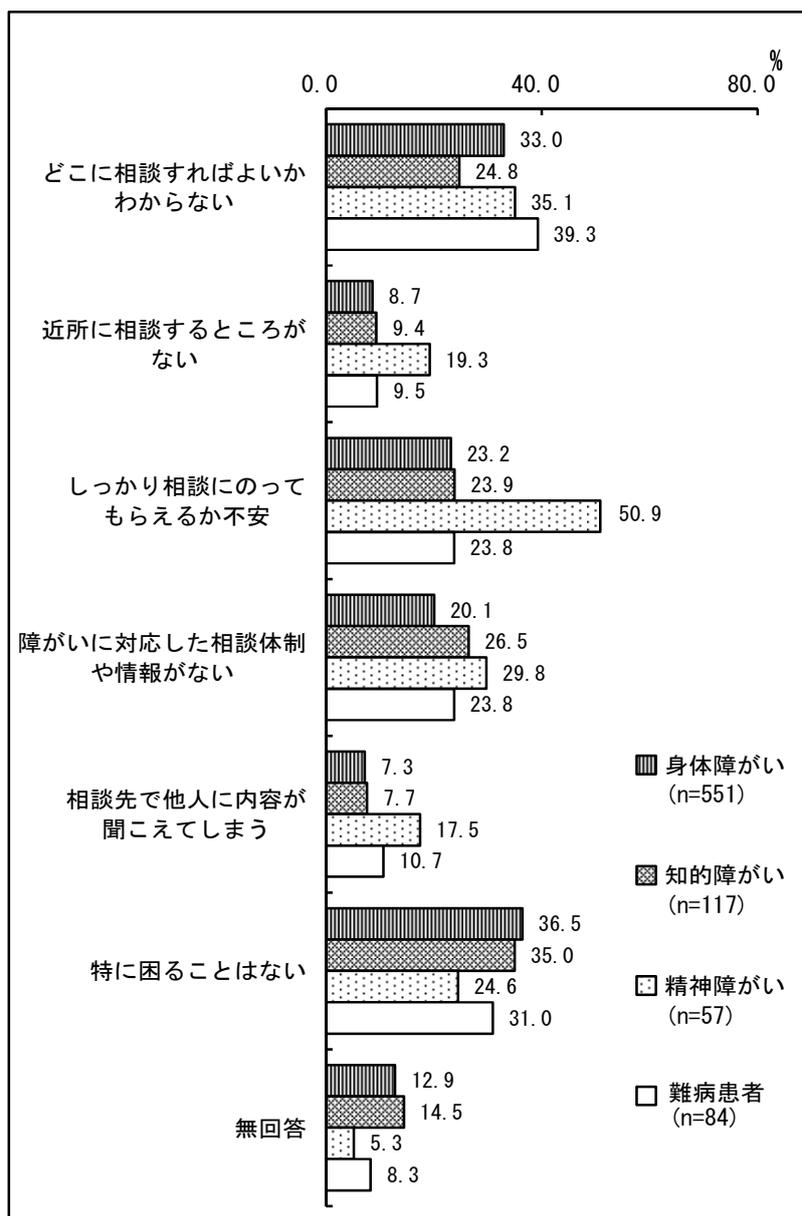
基本目標 2 自分らしく生きる社会づくり

1 相談支援体制の強化

◆現状と課題◆

- アンケート結果をみると、精神障がいの方は「しっかり相談にのってもらえるのか不安」が50.9%で特に高い結果です。また、“難病患者”は「どこに相談すればよいかわからない」が39.3%で高くなっています。
- 障がいのある人やその家族にとって、適切な助言やアドバイスを受け、安心して相談できるかは、その後の人生を左右する大切なことです。
- また、市の窓口で相談にいても手狭で相談しにくい状況があるなど、相談対応体制の充実が求められます。

▼相談や情報収集する上で困ること《複数回答》



(1) 多様な相談に応じる体制の充実

○障がいのある人が、身近なところで総合的な相談が受けられるよう、相談機関の確保と周知に努めます。また、市内外の相談機関や障害福祉サービス提供事業者間との連携強化を図り、高次脳機能障がい、医療的ケア児、発達障がい児などの相談対応や家族を継続的に支援するネットワークの整備に努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所の相談窓口の改修等（ローカウンターやパーテーションの設置など）を行い、相談しやすい環境を整えます。 ・「基幹相談支援センター（※）」の設置を検討し、相談支援体制の充実を図ります。 ・障がいのある人が必要なサービスを適切に使えるように、計画相談支援を行う事業所の確保と計画相談員の研修に努めます。 ・高次脳機能障がい、医療的ケア児、発達障がい児等の相談対応に応じるため、相談支援事業者などと連携を強化します。 ・身近な地域において相談に応じる、身体障害者相談員、知的障害者相談員及び民生委員児童委員活動を周知していきます。 ・当事者の悩みや困りごとなどに対応できるように、家族の会、親の会等と連携して支援していきます。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ★自立支援給付に基づく支援を行います。 【相談支援】 <ul style="list-style-type: none"> ⇒計画相談支援 ⇒地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） ⇒障がい児相談支援 ☆地域生活支援事業による支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒相談支援事業（障害者相談支援事業・住宅入居等支援事業）

★＝自立支援給付 ☆＝地域生活支援事業

※基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的として設置するもの。市町村またはその委託を受けた相談支援事業者がセンターを設置することができる。

- *市の窓口相談にいても手狭で話が丸聞こえで、相談しにくい。（ヒアリングから）
- *申請主義の世の中で、こちらから動かない限り何も得られない。（アンケートから）
- *相談しやすさがあまりない。（アンケートから）

(2) 権利擁護の推進

○障がいのため判断能力が不十分な方や高齢者の権利と財産を守るため、支援が必要な人に権利擁護事業の周知と利用促進を図ります。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関して、適切な方法による情報提供や相談窓口を確保します。 ・社会福祉協議会と連携して、障がいのため判断能力が不十分な方への日常生活自立支援事業^(※)や成年後見制度^(※)の周知と活用を図ります。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒成年後見制度利用支援事業 ⇒成年後見制度法人後見支援事業

☆＝地域生活支援事業

※日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がいのある人等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援する事業です。

※成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約などについて、選任された成年後見人が代理して行う制度です。

(3) 虐待の防止

○「障害者虐待防止法」が平成24年10月に施行されました。法の趣旨及び内容を踏まえ、関係機関・団体や住民への周知を図るとともに相談支援の体制を整え、障がい者への虐待を防止する地域のネットワークづくりを進めます。

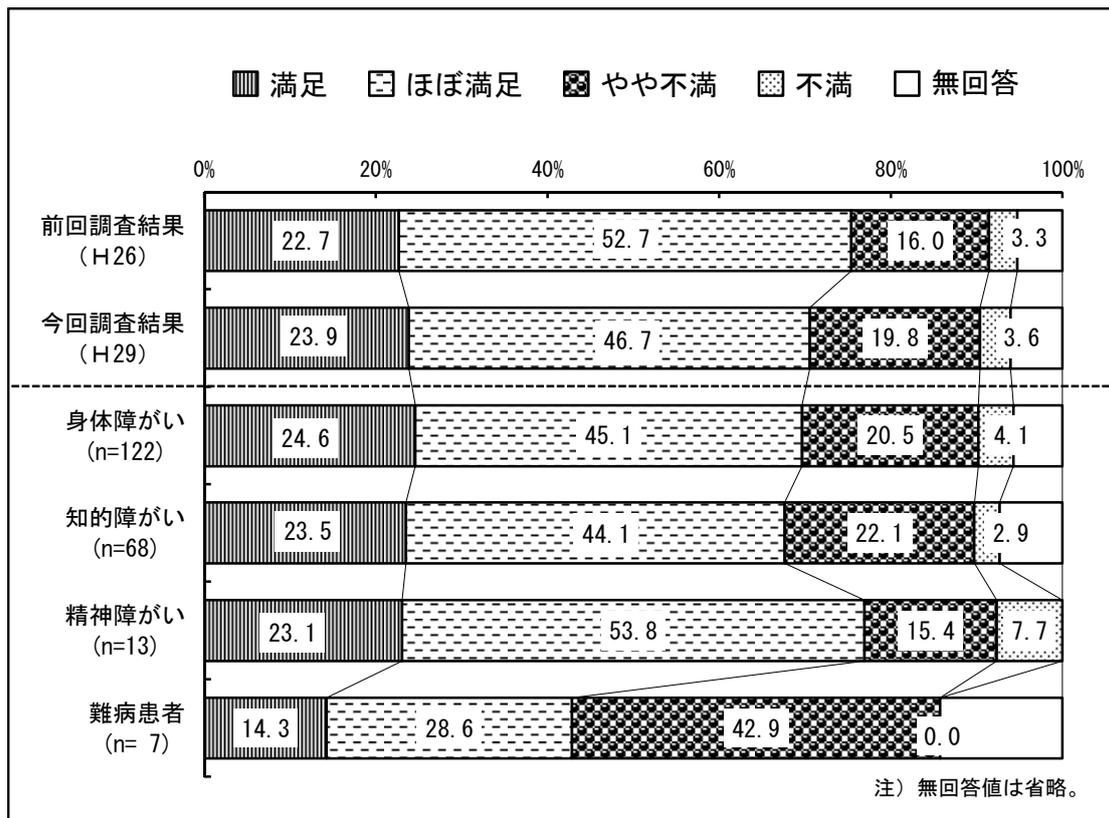
担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会において事例を共有して、障がい者の虐待防止ネットワークの体制整備を図ります。 ・「障害者虐待防止法」の周知とともに、同法に基づく「潮来市障害者虐待防止センター」を通報窓口として適切な対応に努めます。

2 生活支援の充実

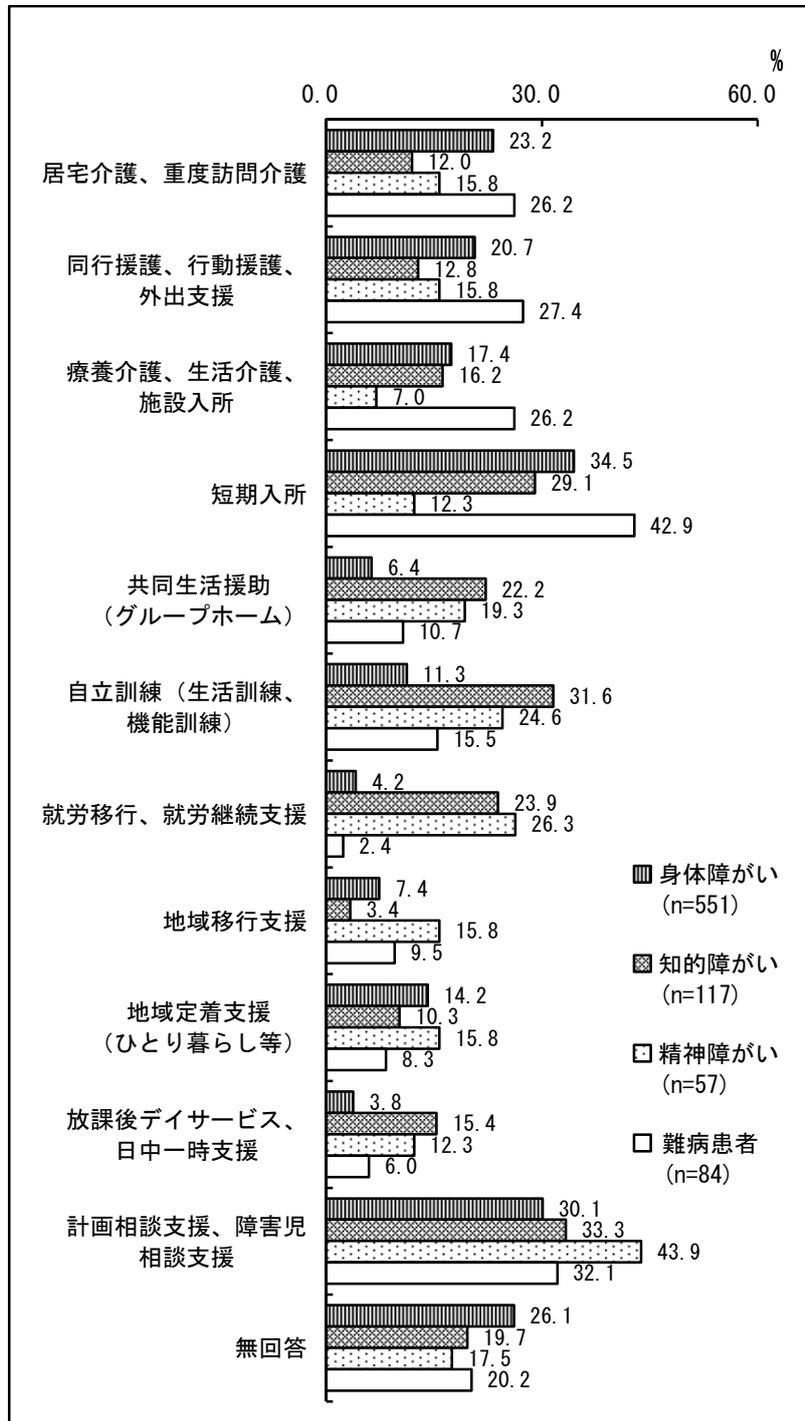
◆現状と課題◆

- 『障害福祉サービス』を利用している人は、アンケート結果で全体の24.6%でした。前回調査の19.0%と比べて5.6ポイント増加しています。
- しかし、利用している『障害福祉サービス』の満足度をみると、「満足」と「ほぼ満足」を合わせた“満足”が4.8ポイント減少しています。
- 今後（今後も）利用したいと思う『障害福祉サービス』は、身体障がいの方は「短期入所」が34.5%で最も高く、知的障がいの方も「短期入所」が29.1%で比較的高い結果です。精神障がいの方は「就労移行、就労継続支援」が26.3%で比較的高くなっています。
- 障がいのある人が地域で安心した生活を継続できるよう、各種サービス内容の周知やサービス提供体制の充実に努めていく必要があります。

▼障害福祉サービスの満足度



▼今後利用したい障害福祉サービス《複数回答》



(1) 在宅サービスの充実

- 『障害福祉サービス』の提供体制の確保と、適正な制度の運用に努めます。
 また、自宅での生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。
- 障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの構築に努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）が住み慣れた地域で、様々な支援を切れ目なく享受できるよう、「地域生活支援拠点^(※)」の整備に努めます。 ・制度による必要な支援を受けられるよう、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付の普及を図ります。 ・社会福祉協議会と連携して、自宅での日常生活をサポートする生活支援サービスを実施します。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<p>★自立支援給付に基づく支援を行います。</p> <p>【訪問系サービス】</p> <p>⇒居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助</p> <p>☆地域生活支援事業による支援を行います。</p> <p>⇒日常生活用具の給付等事業</p> <p>⇒訪問入浴サービス事業</p> <p>⇒移動支援事業</p>

★＝自立支援給付 ☆＝地域生活支援事業

※地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者の地域生活支援を推進する観点から、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を推進するもの。

- *使えるサービスは地域に増えたが、まだ足りず、また、上手く使えていない状況がみられる。（ヒアリングから）
- *「計画相談支援」を行う事業所が地域に少ない状況にある。（ヒアリングから）
- *グループホーム、生きがい活動、多様な活動の場の確保が求められる。（ヒアリングから）

(2) 日中活動の場の充実

○障がいのある人が、自分にあった日常生活を送れるように、多様な日中活動の場を確保します。また、創作的な活動や生産活動の機会、交流活動等を支援します。

担当課など	取組内容
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<p>★自立支援給付に基づく支援を行います。</p> <p>【日中活動系サービス】</p> <p>⇒生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援・就労継続支援（A型、B型）、療養介護、短期入所、就労定着支援【新規】、</p> <p>☆地域生活支援事業による支援を行います。</p> <p>⇒日中一時支援事業</p> <p>⇒地域活動支援センター</p>

★＝自立支援給付 ☆＝地域生活支援事業

(3) 住まいの確保

○障がいのある人の地域生活の基本となる住まいの確保を進めるため、グループホームの整備促進を図ります。さらに、入所が必要な方に施設入所を支援します。

担当課など	取組内容
都市建設課	<p>・障がい者等の住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援する制度の活用を努めます。</p>
社会福祉課	<p>・グループホームの整備促進に取り組みます。</p> <p>・入所が必要な方への施設入所を支援します。</p>
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<p>★自立支援給付に基づく支援を行います。</p> <p>【居住系サービス】</p> <p>⇒共同生活援助（グループホーム）</p> <p>⇒施設入所支援</p> <p>⇒自立生活援助【新規】</p> <p>☆地域生活支援事業による支援を行います。</p> <p>⇒日常生活用具の給付等事業 (居宅生活動作補助用具（住宅改修費）)</p>

★＝自立支援給付 ☆＝地域生活支援事業

(4) 経済的な支援

- 障がいのある人やその保護者を対象に、年金や各種手当の支給、税の優遇措置、公共施設の利用料減免などを行い、経済的な負担軽減と暮らしの安定を支援します。
- 障害者総合支援法に基づく『障害福祉サービス』の周知とともに、適宜、地域での生活を支援するサービスの周知徹底を図ります。

担当課など	取組内容
市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしの安定を支援するため、障害基礎年金の申請受付、障害者年金等制度の周知を行います。 ・医療福祉費支給制度（マル福）により、医療費の負担軽減を図ります。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当等、各種手当を適切に支給します。 ・自立支援医療により、医療費の負担軽減を図ります。 ・難病患者福祉見舞金を適切に支給します。 ・社会福祉協議会と連携して、生活資金や福祉資金の貸付を行います。

*精神障がい者に対するマル福の変更・拡大について、他の障がいと同等のレベルに見直してほしい。（ヒアリングから）

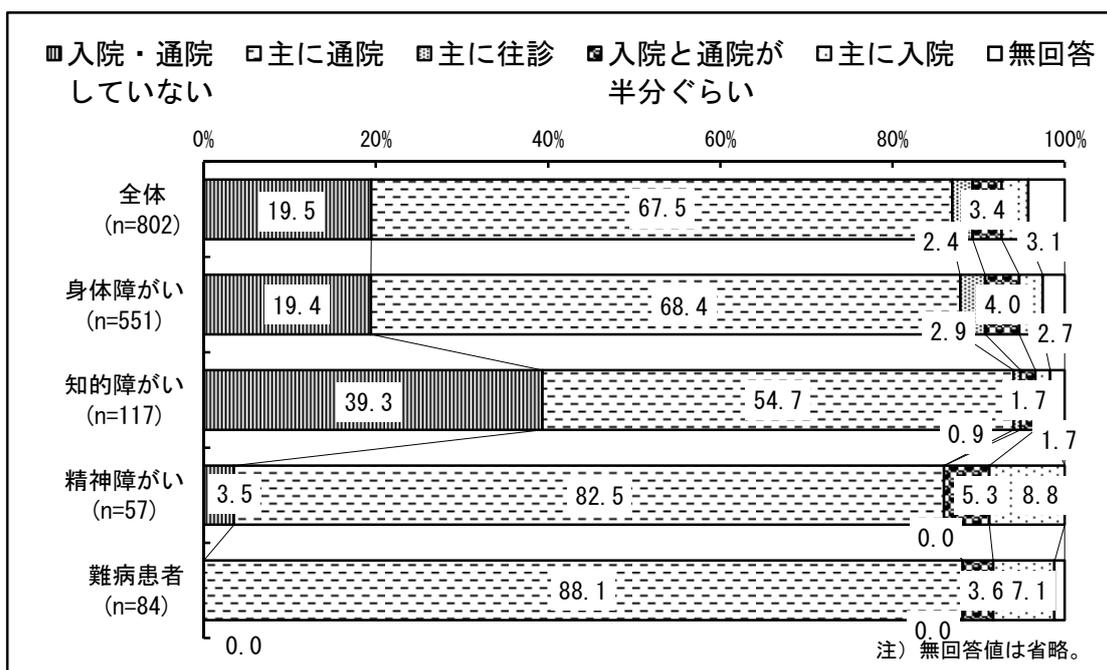
*医療費のマル福は、県外でも県内と同じように利用できれば良い。（アンケートから）

3 保健・医療体制の充実

◆現状と課題◆

- アンケート結果から、主な障がいや難病の治療に関して、最近6か月の医療機関の受診状況は、「主に通院」が約7割で最も高く、次に「入院・通院していない」が続いています。また、知的障がいの方は「入院・通院していない」が39.3%で高い結果です。その一方、「主に入院」をみると精神障がいの方は8.8%、難病患者の方は7.1%でやや高い割合です。
- ヒアリング調査では、本市並びに鹿行地域は救急・医療体制が脆弱との声が聞かれ、遠方の医療機関に通わなくてはならなかったり、不測の事態の際に不安という意見が聞かれます。
- 人口の高齢化が進んでおり、障がいのある人も高齢化が進んでいるため、今後は障がいと生活習慣病などが重複しないよう、健康づくりや疾病予防、介護保険との連携強化にも取り組んでいくことが大切です。

▼医療機関の受診状況



(1) 保健事業の充実

○障がいや疾病の早期発見と継続的な支援を行います。また、児童発達支援相談などにより早期対応を図るとともに、「心の健康づくり」に向けた取り組みを強化していきます。

担当課など	取組内容
かずみ保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・各障がいに配慮した健診等を通じた健康管理・健康増進に継続して取り組みます。 ・「子育て世代（母子健康）包括支援センター（※）」機能を確保し、相談対応と継続的な支援に取り組みます。 ・専門の医師が相談を受ける「こころの健康相談」を実施します。 ・関係機関と連携しながら、自殺防止対策の推進に努めます。 ・精神保健福祉に関する講演会や勉強会等を開催します。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業と連携して、発達が気になる子の早期発見、早期対応に努めます。

※子育て世代（母子健康）包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援を行っていく総合的相談支援を提供するワンストップの拠点。

(2) 医療機関との連携

○関係機関と連携をとりながら、障がいのある人が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療機関との連携強化に努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいの方が地域生活への移行がしやすくなるよう、医療機関との情報交換に努めます。 ・更生医療費を給付します。（自立支援医療費） ・育成医療費を助成します。（自立支援医療費）
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の医療費を助成します。（特定疾患治療研究事業） ・精神通院の医療費を助成します。（自立支援医療費）

*療育、保育、学校が連携した切れ目のない支援体制の整備が求められる。
（ヒアリングから）

*医療的ケア児を受けてくれるサービスや病院がない。（ヒアリングから）

基本目標3 自分らしさを広げる社会づくり

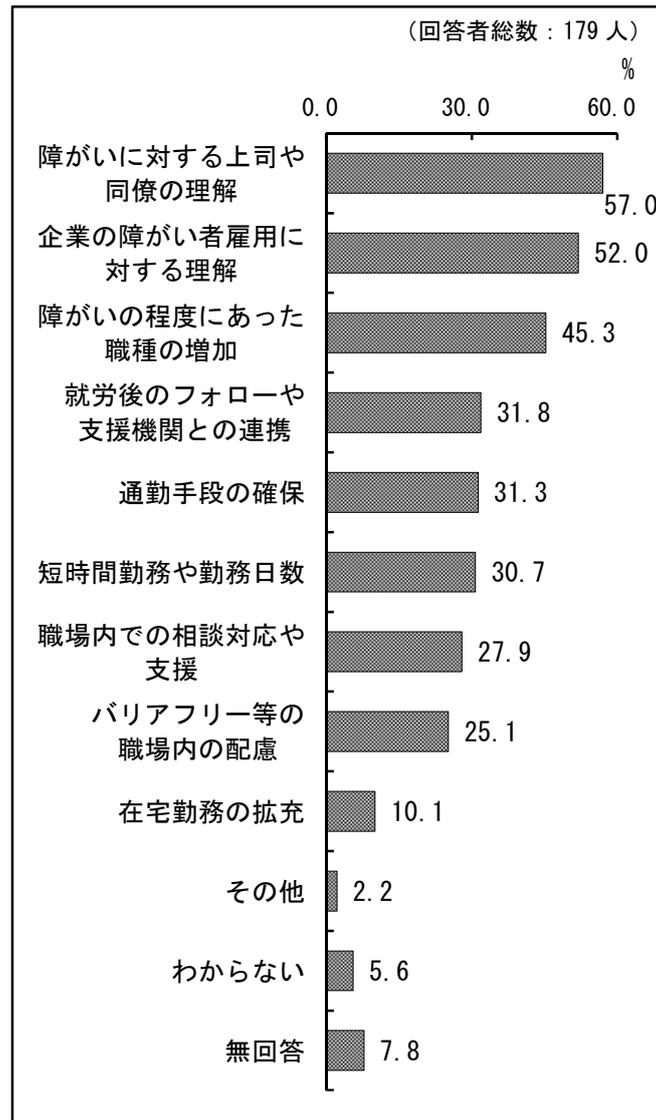
1 就労機会の充実

◆現状と課題◆

- 障がいのある人にとって、就労は経済的自立への第一歩であり、同時に社会参加の最も重要な要素となります。
- アンケート結果では、障がいのある本人が働くことについて、「このまま働きたい」が8割以上を占めています。
- 就業に関する支援や日常生活に関する支援は、市や特別支援学校、ハローワークなど関係機関と連携を取りながら、一人ひとりの障がい者に対する支援を行っています。また、鹿行地域では「かしま障害者就業・生活支援センターまつぼっくり」が指定を受けて、障がい者の就業支援に取り組んでいます。
- 国は、就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設や、障がい者の法定雇用率の引き上げなど、障がい者雇用対策に力を入れています。茨城県においても、障がい者の就労を支援する様々な施策を展開しています。市では、これらの制度の積極的な活用を図り、障がいのある人の就労環境に対する理解促進とともに、地域の就労の場の確保・充実に努めていくことが重要です。

○障がいのある人が働きやすい環境については、「障がいに対する上司や同僚の理解」が57.0%で最も高く、次に「企業の障がい者雇用に対する理解」や「障がいの程度にあった職種の増加」が続いています。

▼働きやすい環境づくり《複数回答》



(1) 雇用・就労機会の促進

- 障がいのある人が地域の企業等で就業し、継続して働けるよう、企業や雇用主に対して障がい者雇用に対する理解、啓発を行います。
- 地域の就労移行支援、就労継続支援の事業者との情報交換を深め、多様なアプローチによって、障がいのある人が就労できる環境づくりに努めます。

担当課など	内容
産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク常陸鹿嶋と連携して、事業所への啓発活動など、障がい者雇用を事業所等に啓発します。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援を行っている事業所との情報交換を通じて、障がいのある人が就労できる環境づくりに努めます。 ・国や県が行っている各種の就労支援事業の普及啓発と利用促進に努めます。 ・生活困窮者の相談窓口を周知し、生活困窮者自立支援事業と連携して、就労機会の提供や自立に向けた支援を行います。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ★自立支援給付に基づく支援を行います。 ⇒就労移行支援 ⇒就労継続支援（A：雇成型・B：非雇成型） ⇒就労定着支援

★＝自立支援給付



障害者就労支援事業所によるパン等の販売

(2) 工賃向上の推進

- 「障害者優先調達推進法」の趣旨に基づき、市や関係機関等において、製品や物品の購入、役務の依頼などにより、障害者就労支援施設の受注機会の拡大を図ります。
- 就労支援を行っている事業所等の工賃向上に向けた取り組みを支援します。

担当課など	内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進を図るため、市の調達方針を策定して取り組みます。 ・ 関係機関と連携して、就労支援を行っている事業所のPRなど工賃向上への取り組みを支援します。



潮来市中心身障害者福祉センターでの作業風景

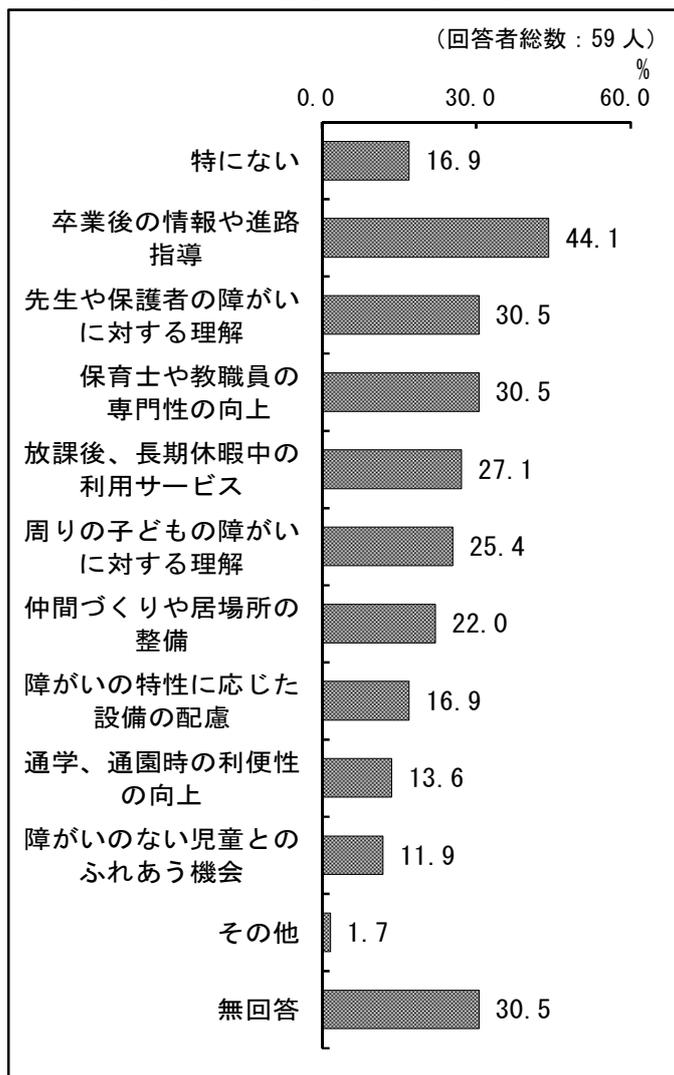
- * 自立した生活訓練の場の確保とともに、自分にあった働き方で就労継続できる環境が求められる。(ヒアリングから)
- * 自力で通勤できないと就労に結び付かない現状がある。(ヒアリングから)

2 保育・療育、教育環境の充実

◆現状と課題◆

- 本市では「幼児教室」や子どもの発達に関する相談などで療育的な関わりを支援していますが、健診後のフォローやアセスメントを中心とした内容であるため、継続的な療育体制を確保することが課題です。そのため、地域の中核的な療育支援施設として、県や近隣自治体とも連携しながら「児童発達支援センター」の整備や、保育所等訪問支援の支援対象の拡充、障がい児のサービス提供体制を計画的に構築していくことが大切です。
- アンケート結果をみると、保育や教育について望むことは「卒業後の情報や進路指導」が44.1%で最も高く、次に「先生や保護者の障がいに対する理解」や「保育士や教職員の専門性の向上」といった課題が続いています。
- 障がいのある児童や家族に対して、専門的なサービスや相談に応じ、身近な場所で保育・療育を受けられる環境と、障がいのある児童の発達に応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。

▼保育や教育について望むこと《複数回答》



(1) 障がいのある児童の保育・療育

- 発達支援・育児支援が必要な子どもと、その保護者を対象に、早期から適切な療育訓練・指導を行える療育体制の充実を図ります。
- 障がいのある児童に対して、通所等による専門的なサービスや、できる限り身近な場所で指導や訓練を受けられる環境づくりを進めます。

担当課など	取組内容
かすみ保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談や健診を通して、支援が必要な子どもを把握し、関係課と連携して適切な支援につなげます。 ・相談支援ファイルの作成及び活用を進め、切れ目のない支援の充実に努めます。 ・「幼児教室」や子どもの発達に関する相談などにおいて、障がいのある子ども等への関わりを支援します。
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・専門の相談員が各幼児施設を訪問し、保育・教育場面に参加しながら、お子さんの発達等に関する相談に応じます。 ・幼児教室で、言葉の遅れなどの発達・発育面で経過観察が必要なお子さん、発達が気になるお子さんとその保護者に対してフォローを行います。 ・障がい児保育や障がいのある児童の放課後学童クラブの受入れを推進します。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体と連携して「児童発達支援センター(※)」の早期確保に努めます。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童福祉法に基づく障がい児支援を行います。 ⇒障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援） ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒巡回支援専門員整備事業

◆＝障がい児支援 ☆＝地域生活支援事業

※児童発達支援センター

県の支援施設と連携しながら専門的な支援を行うとともに、より身近な地域において、放課後デイサービスや保育所訪問事業などの「児童発達支援事業」を行う施設です。

- *重症心身障がい者（児）を支援する人は身体的な負担が多く、少しのミスが命や人権にかかわる。支援者や職員のスキルアップが必要となる。（ヒアリングから）
- *放課後等デイサービスの早朝並びに夕方のニーズが高まっている。（ヒアリングから）
- *障がい児（あずかり）施設の充実は必要であると思う。（アンケートから）

(2) 学校教育の充実

○特別な教育的支援を必要とする児童の特性や発達段階に応じて、インクルーシブ教育※の概念のもと、きめ細かな教育の実践に努めます。そのため、保護者との一層の連携強化、教職員のスキルアップ、特別支援学校ほか関係機関との連携強化に取り組みます。

担当課など	取組内容
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の特性や発達段階に応じて適切な教育が行えるよう、特別支援教育支援員の適正配置を図ります。 ・教職員のスキルアップを図るため、教員の研修・資質の向上に努めます。 ・特別支援学校の相談機能の活用や、情報提供を行います。 ・特別支援学校及び特別支援学級において、障がいのある子どもとない子どもとの交流拡大を図ります。 ・特別な教育的支援を必要とする児童（発達障がい※等）に関する理解と対応を図ります。 ・就学支援相談員を配置し、何らかの支援が必要な子どもの特性や障がいの程度を把握し、きめ細かな教育の実践に努めます。

※インクルーシブ教育

障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みのこと。

※発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。

主な発達障がいは、以下のようなものがある。

学習障がい（LD）は、軽度発達障がいの1つで、全般的な知的発達には著しい遅れはともなわないうが、学習や対人関係に困難を示す障がいをいう。

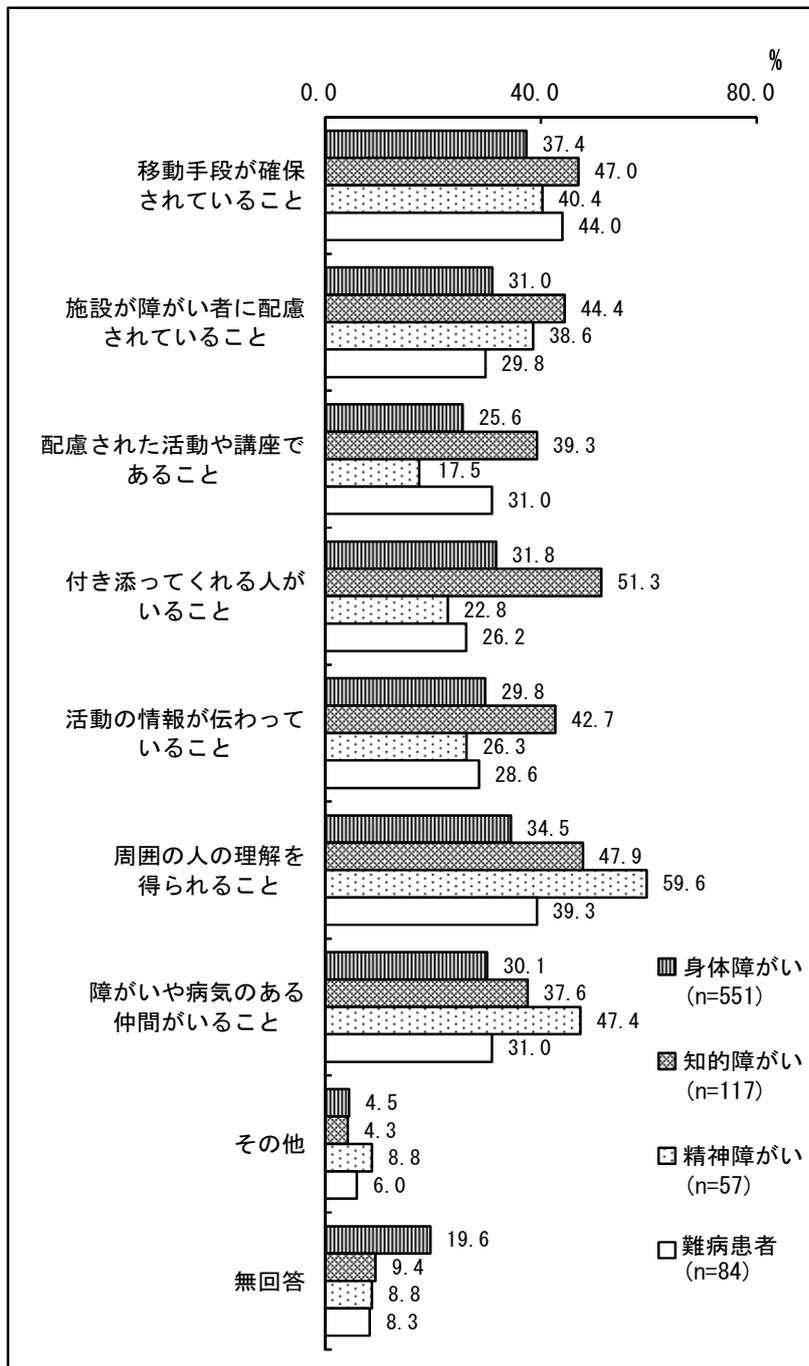
注意欠陥多動性障がい（ADHD）は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力の欠如、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業に支障をきたすものをいう。

3 社会参加の促進

◆現状と課題◆

- 障がいのある人が障がいのない人とともに、文化活動やスポーツ活動へ参加することは、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、障がいのない人にとっても障がいに対する理解を深める機会となります。
- アンケート結果から、障がいのある人が、文化活動やスポーツ活動に参加しやすくなる環境づくりを求めているため、移動手段の確保や周囲の人の理解、付き添いなど障がいのある人に配慮した取り組みが必要です。

▼社会参加しやすい環境づくり《複数回答》



(1) 社会参加・交流機会の拡大

○障がいのある人が自分らしく生活できるように、多様な日中活動の場の確保に努めます。また、障がいのある人の自主的な活動、障がいのある人同士の交流などを支援し、活躍の場の拡大を図ります。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携して、障がい者の社会参加に向けた自主活動を支援します。 ・当事者団体の活動を推進するため、情報提供に努めます。 ・障がいのある人同士の交流機会を確保します。 ・障がいのある人とない人との交流機会を確保します。
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの特性に応じた活動の場やプログラムを提供します。 ・公民館など生涯学習施設において、障がいのある人が安全に利用できる施設整備に努めます。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ★自立支援給付に基づく支援を行います。 ⇒日中活動系サービス ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒地域活動支援センター ⇒移動支援事業 ⇒自発的活動支援事業 ⇒自動車改造費用助成

★＝自立支援給付 ☆＝地域生活支援事業

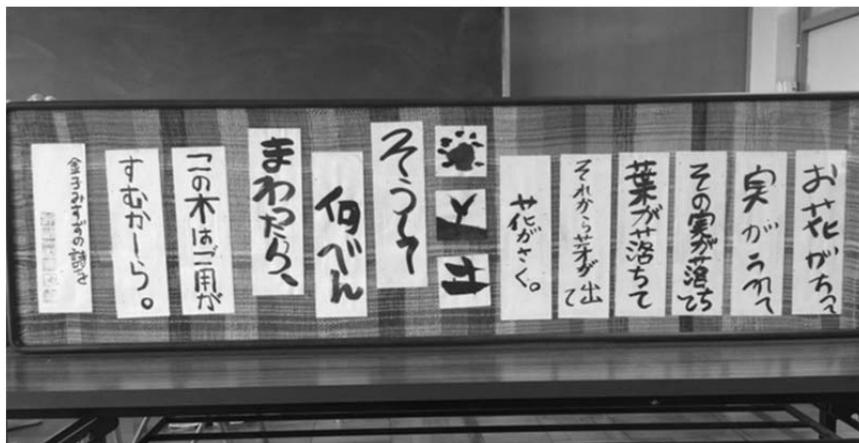


鹿行地区身体障害者スポーツ大会

(2) スポーツ・文化活動の充実

- 関係団体と連携して、スポーツ・文化、レクリエーション活動を通じた交流、体力づくりを進めます。また、各種スポーツやレクリエーションの実施にあたっては、障がいのある人が参加しやすくなるよう工夫して実施します。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人のスポーツ活動を促進するために、社会福祉協議会と連携して、スポーツ大会等への参加を支援していきます。 ・講演会などの開催時において、関係団体と連携して手話通訳者等の派遣を行います。
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の文化・芸術作品等の展示場所の提供など文化活動を支援します。 ・障がいのある人がスポーツに取り組めるよう、市民プールの利用などを通じて体力づくりを支援します。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<p>☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒自動車改造費用助成</p>



ナイスハートふれあいフェスティバル 2016 ナイスハート美術展
茨城県身体障害者福祉団体連合会会長賞受賞 NPO法人 ピコット

*知的障がいのある方や重症心身障がいの人でも楽しめる場所があって、もっと紹介されると良い。(ヒアリングから)

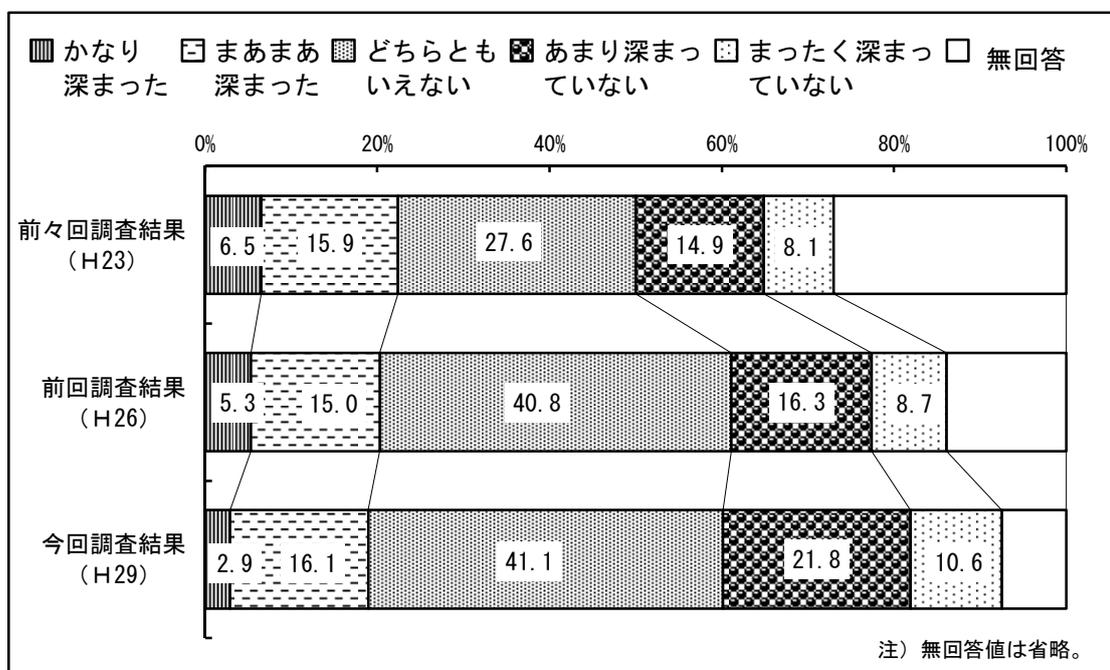
基本目標 4 安心・安全に暮らせる地域づくり

1 生活環境の整備

◆現状と課題◆

- 障がいのある人が暮らしやすい地域は、すべての市民にとっても暮らしやすい地域といえます。
- アンケート結果では、障がいのある人への理解について、「かなり深まった」と「まあまあ深まった」を合わせると19.0%で、“深まっている”と思う人は、前回調査、前々回調査と比べて減少しています。
- ヒアリング調査では、公共施設のバリアフリーや公共交通の利便性の向上が求められています。市では、タクシー利用券の配布や広域バスなど移動の確保・充実に取り組んでいますが、もっと外出を増やしたいという意向は精神障がい者をはじめ、高くなっています。障がいのある人はもちろんですが、市民のだれもが暮らしやすい生活環境の整備を進めていく必要があります。

▼障がいのある人への理解



(1) 福祉のまちづくりの推進

○公共施設をはじめ、多くの市民が利用する施設のバリアフリー化を進め、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。また、障がいのある人などの移動手段を確保します。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の移動手段を確保するため、タクシー利用券を配布します。 ・援助や配慮を必要としている方々が、援助を得やすくなるよう「ヘルプマーク」等の周知と活用に努めます。(障がい者に関するマークは、資料編を参照)
高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携して、下肢が不自由な方など公共交通機関が利用困難な場合、外出支援サービス事業として、医療機関等への送迎を行います。
都市建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路改良時に合わせて歩道の確保、道路段差の解消に努めます。 ・すべての人が暮らしやすいまちをつくるため、危険箇所を把握し、交通安全施設(点字ブロックなど)を設置します。
財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民が利用する公共施設のバリアフリー化を順次推進します。
秘書政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人など、市民の移動手段を確保するため、広域バスの運行確保に努めます。 ・「タクシー利用補助制度」の導入を検討するなど、交通弱者の移動手段の確保に努めます。

※ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成したマーク。

連絡先：東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課
電話：03-6320-4147



ヘルプマーク (h e l p m a r k)

(2) 行政サービスにおける配慮

- 障がい者を理由とする差別解消に向けた理解を深めるための職員研修を実施し、業務において合理的配慮^(※)するとともに、不当な差別的取り扱いを行わないようにします。

担当課など	取組内容
総務課	<ul style="list-style-type: none">・選挙等において必要な配慮を行い、障がい者がその権利を円滑に行使できるよう努めます。・「潮来市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、市職員が不当な差別的取り扱いの禁止を理解するよう職員研修を行います。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none">・市の講演会やイベントなどにおいて、手話通訳者の派遣や要約筆記者の確保を図ります。

※合理的配慮

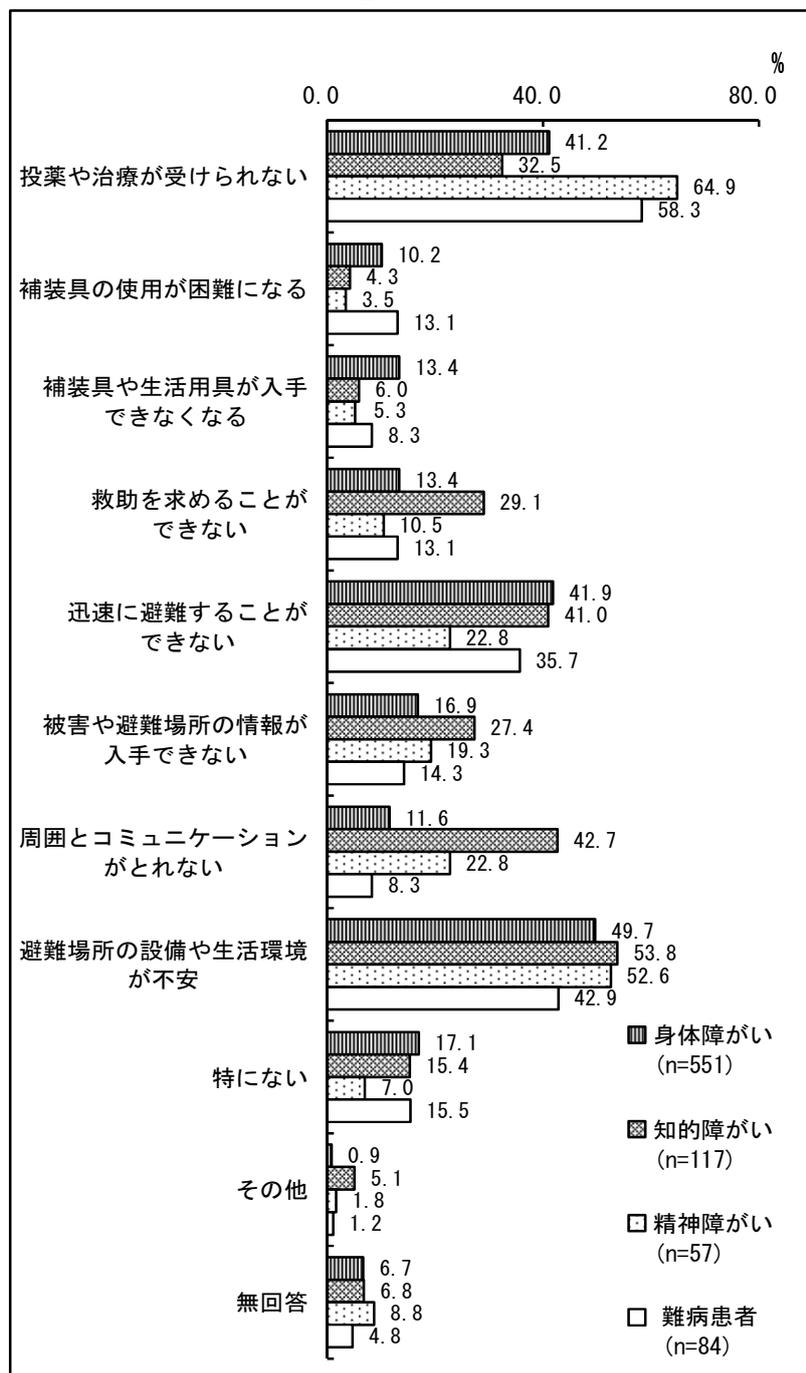
障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的な障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

2 安心・安全な暮らしの確保

◆現状と課題◆

- 災害時において障がいのある人の安全を確保するため、自ら避難することが困難で支援を要する避難行動要支援者の避難確保に努める必要があります。そのため、福祉避難所等の確保、地域住民の理解と協力を得ながら災害に強い安心・安全なまちづくりを進めていくことが大切です。
- また、交通事故や悪質商法、振り込め詐欺などから障がい者を守るため、交通安全対策や防犯意識の啓発や充実に努める必要があります。

▼災害時に不安に思うこと《複数回答》



(1) 防災対策の充実

○平常時から、自主防災組織（自治会）、民生委員児童委員、消防団、社会福祉協議会などと連携して、障がいのある人や難病患者等の災害時の支援について安心できる体制づくりを進めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の要配慮者への支援を周知するとともに個別避難支援計画の構築を進めます。 ・民生委員児童委員など、地域の見守りネットワーク活動を推進します。 ・緊急時に手遅れにならないよう、緊急通報システムを周知し、活用を図ります。 ・社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアの育成と確保を図ります。 ・非常時に備えて、社会福祉施設や病院の安全対策を啓発します。
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・区長会などと連携して、自主防災組織への加入を進めます。 ・地域防災計画の改定時に、避難行動要支援者など障がいのある人の対応について、マニュアルを見直します。 ・障がいのある人等に配慮された福祉避難所を確保するとともに、避難体制の整備に努めます。

※福祉避難所

災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。

(2) 交通安全・防犯対策の充実

○交通安全、悪質商法などに関する情報提供や講座の開催を定期的実施します。また、障がいのある人や高齢者などの安全な暮らしに必要な知識の普及・啓発に取り組みます。

担当課など	取組内容
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室等を実施し、意識の高揚を図ります。 ・犯罪を抑止するよう、防犯連絡会の活動を推進します。
産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターにて悪質商法に関する情報を提供し安全な暮らしを支援します。

*足が悪いため災害が起きた時、避難場所まで行くのが困難である。（アンケートから）

第3編 潮来市第5期障害福祉計画・

第1期障害児福祉計画

(裏白)

第1章 計画の基本的な考え方

○障害福祉サービスの提供にあたっては、「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」、「地域共生社会の実現に向けた取組」の考え方のもとに、次の基本方針に基づき、障害福祉サービス等の提供を行っていきます。

1 基本方針

訪問系サービス、 日中活動系サービスの 保障

○訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）、日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）の充実を図ります。

グループホーム等の 充実及び地域生活支 援拠点等の整備

○居住の場としてグループホーム（共同生活援助）を確保するとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の充実を図ります。

○地域生活支援の機能をさらに強化するため、障害福祉サービス提供事業所と連携して、地域生活支援拠点の整備を図ります。

福祉施設から 一般就労への移行

○就労移行支援事業及び就労定着支援事業等により、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

相談支援体制の構築

- 基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の構築を図ります。
- 相談支援を行う人材の育成支援、専門的な指導や助言、サービス提供体制を把握し、特定相談支援事業所の確保を図ります。

地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

- 福祉施設や精神科病院等からの地域生活への移行を支援するため、地域移行支援に係るサービスの提供体制を確保します。
- 住み慣れた地域で生活が継続できるよう、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

協議会（協議の場）の設置

- 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム、居住支援等の地域課題に対応するため、当事者団体・家族会、障害福祉サービス提供事業所、障がい者等の福祉、医療、教育または雇用等の関係者により構成される潮来市地域自立支援協議会等を活用した協議の場の設置を図ります。

2 2020年度における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 施設入所者の高齢化、重度化を踏まえ、施設入所者の共同生活援助（グループホーム）等の地域移行を進めていく必要があります。
- 本市では、国の基本指針を踏まえて、2016（平成28）年度末時点での施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とします。
- これに合わせて2020年度末の施設入所者数を2016（平成28）年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とします。

■成果目標■

区分	2020年度	考え方
地域生活移行者数	5人以上	2016（平成28）年度末の施設入所者数47人の9%以上とします。
施設入所者数	46人以下	新たに施設入所支援が必要となる4人を見込んだ2020年度末の施設入所者数。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ヒアリングから、地域の中には複雑な家庭も多く、保護者が孤立しているケースが見られます。また、精神障がい者の退院後の生活の居場所や理解の促進など課題が多くあります。
- 精神疾患があっても、福祉との接点を持たない家庭もあり、隠したい人もまだ多い状況です。
- 本市では、国の基本指針を踏まえて、2020年度末までに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置していくことを基本とします。

■成果目標■

区分	2020年度	考え方
協議の場	設置する	地域移行支援部会を設置するなど、潮来市地域自立支援協議会等を活用します。

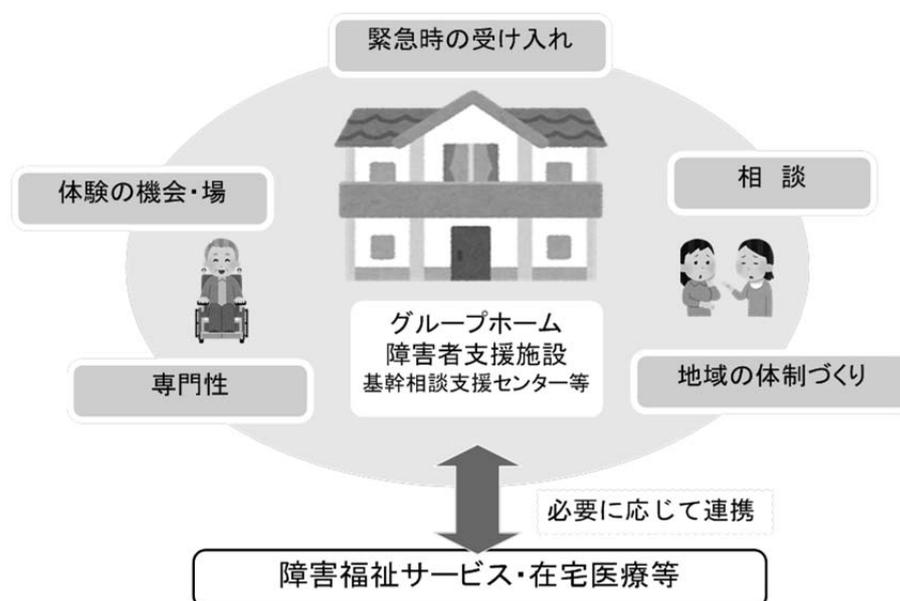
(3) 地域生活支援拠点の整備

- 障がい者(児)の相談支援、地域移行に関する体験の機会や場の提供、専門的な相談対応、地域の体制づくり等の機能の拠点等の整備が求められます。そのため、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していく必要があります。
- 国の基本指針を踏まえて、2020年度末までに市単独または広域圏で少なくとも一つを整備することを基本として、関係機関等と連携して整備を進めます。

■成果目標■

区分	2020年度	考え方
地域生活支援拠点	整備する	障害福祉サービス提供事業所と連携して整備していきます。

▼地域生活支援拠点のイメージ（多機能拠点整備型）



※既存の施設や事業者等との共同により、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保されるよう、面的な整備により総合的に各種サービスを調整する方法もあります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

- 障がいのある人の特性に合わせた多様な働き方を選択できる支援体制が求められています。
- ヒアリング等から、自立した生活訓練の場の確保とともに、自分にあった働き方で就労継続できる環境が求められています。また、自力で通勤できないと就労にも結びつかない現状が聞かれます。
- 国の基本指針を踏まえて、2020年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を2016（平成28）年度実績の1.5倍以上とすることを基本とします。
- 2020年度末における就労移行支援事業の利用者数を2016（平成28）年度末実績から2割以上増加することを基本とします。
- 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を、2020年度末までに全体の5割以上とすることを基本とします。
- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とします。

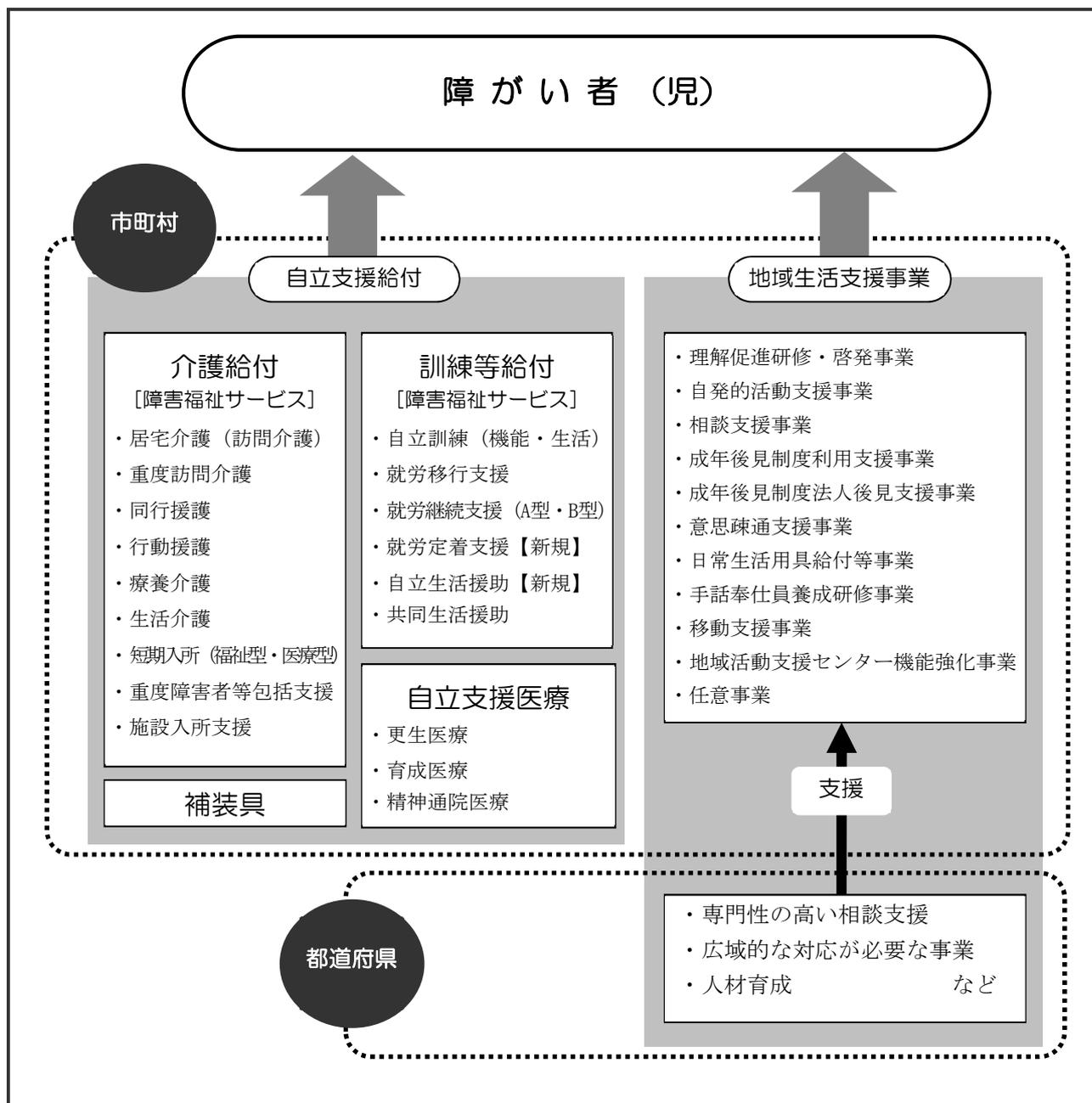
■成果目標■

区分	2020年度	考え方
一般就労への移行者数	3人以上	2016（平成28）年度実績の一般就労への移行者数2人の1.5倍以上とします。
就労移行支援事業利用者数	10人以上	2016（平成28）年度末実績の就労移行支援事業利用者数8人の2割以上の増加とします。
就労移行支援事業所の就労移行率	50%以上	3割以上の事業所を全体の5割以上とします。
就労定着支援事業による職場定着率	80%以上	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とします。

第2章 障害福祉サービスの内容と見込み量

- 「自立支援給付」は、介護給付、訓練等給付、補装具、自立支援医療によって構成されます。介護給付と訓練等給付により提供される各種サービスは、障害福祉サービスと呼ばれます。
- 「地域生活支援事業」は、市により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

■自立支援給付及び地域生活支援事業について



1 介護給付（介護が必要な方へのサービス）

- 介護給付とは、介護が必要な方に提供するサービスです。
- 介護給付のサービスを受けるためには、全国共通の一次判定、審査会で二次判定を行った上で、どの位サービスが必要かを決定します。障害支援区分は、1～6までの6区分です。
- 提供サービスは、①自宅で生活する人へのサービス（訪問系サービス）、②入所施設や事業所などに通所して受けるサービス（日中活動系サービス）、③夜間の介護や居住の場を提供するサービス（居住系サービス）があります。

▼障害福祉サービス-介護給付の一覧

給付区分	サービス区分	サービス名
1 介護給付	◆訪問系サービス◆	(1) 居宅介護（ホームヘルプ）
		(2) 重度訪問介護
		(3) 同行援護
		(4) 行動援護
		(5) 重度障害者等包括支援
	◆日中活動系サービス◆	(6) 生活介護
		(7) 療養介護
		(8) 短期入所（ショートステイ）
	◆居住系サービス◆	(9) 施設入所支援

◆訪問系サービス◆

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

○障がいのある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。また、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

▼居宅介護の利用事業所実績（平成29年4月実績）

事業者	住所
潮来市社協 指定訪問介護事業所	潮来市辻 765
障害者支援事業所 褒	行方市麻生 115-3
有限会社友商事ユーアイ訪問介護サービス	潮来市築地 516-4
訪問介護 碧の風	神栖市息栖 3079-728
白十字会ヘルパーステーション	行方市麻生 3290-12
ひまわりの花	鹿嶋市平井 20-192
ニチケアセンター鹿嶋	鹿嶋市鉢形台 2-1-3 三廣ビル2階

(2) 重度訪問介護

○障がいのある人の自宅において、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。

(3) 同行援護

○視覚障がいのある人の移動時及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）や援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。

▼同行援護の利用事業所実績（平成29年4月実績）

事業者	住所
有限会社友商事ユーアイ訪問介護サービス	潮来市築地 516-4
白十字会ヘルパーステーション	行方市麻生 3290-12
ひまわりの花	鹿嶋市平井 20-192

(4) 行動援護

○障がいのある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

- 常に介護を必要とする重度の障がいのある人に、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

◆日中活動系サービス◆

(6) 生活介護

○福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。

▼生活介護の利用事業所実績（平成29年4月実績）

事業者	住所
知的障害者更生施設やまびこ厚生園	常陸大宮市国長 993
光風荘	石岡市谷向町 13-23
松寿苑デイサービスセンター	鹿嶋市武井 1956-3
松寿苑デイサービスセンター通所介護事業所	鹿嶋市武井 1956-3
鹿島育成園	潮来市大賀 438-4
特定非営利活動法人ふれあい潮来	潮来市日の出 3-6-3
鹿嶋市障害者通所施設松の木学園	鹿嶋市平井 1127-2
ケアホームひなたぼっこ	行方市麻生 1171-1
就労支援事業所One Heart	鹿嶋市須賀 1346-1
しらうめ荘	かすみがうら市中志筑 2409-1
たまりメリーホーム	小美玉市上玉里 50-124
ケアステーション ポプラ	潮来市牛堀 310-1
鹿島更生園援護寮	鹿嶋市平井 1129-10
茨城県立あすなろの郷	水戸市杉崎町 1460
社会福祉法人ロザリオ聖母会佐原聖家族園	千葉県香取市返田 323-1
水戸市身体障害者生活支援施設いこい	水戸市河和田町 655
大雅荘	石岡市三村 2595-2
中台育心園	鹿嶋市中 431-20
さくら荘	守谷市大木 129-2
富士聖ヨハネ学園	山梨県南都留郡忍野村 2748
神栖啓愛園	神栖市知手 3653-1
ひまわり荘	北茨城市関本町福田 1871-1
生活介護支援施設いずみ	水戸市泉町 2-4-21
上の原学園成人寮	桜川市上野原地新田 159-1
ネクスト名木小	千葉県成田市名木 1050
はまなす荘	北茨城市関本町福田 1873-1
はーとふる・ビレッジ	石岡市三村 2595-1
つくば総合福祉センター	つくば市水守 1189-5
障害者支援施設オクスヴィレッジ	ひたちなか市佐和 788-13
身体障害者療護施設さくら苑	土浦市神立町 443-4
あさひの家	銚田市上太田 464-1
生活介護 響	利根町横須賀 153-3
なるみ園	那珂市飯田 2529-1

(続き)

事業者	住所
いきいきサポートセンター コスモス館	行方市内宿 375-4
董授園	筑西市門井 1687-1
聖ヨセフつどいの家	千葉県香取市高萩 1100-2
障害者地域支援センター潮風の郷	神栖市矢田部 5258
博愛学園	坂東市沓掛 4419
暁厚生園	坂東市沓掛 334
ラ・フィーネつくば根	つくば市小和田 476-1
尚恵厚生園	土浦市神立町 1791

(7) 療養介護

○主として昼間において、医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

▼療養介護の利用事業所実績（平成29年4月実績）

事業者	住所
重症心身障害児施設水方苑	高萩市下手綱 1951-15
茨城県立あすなろの郷	水戸市杉崎町 1460
(独) 国立病院機構 茨城東病院	東海村照沼 825

(8) 短期入所（ショートステイ）

○障害者支援施設やその他の施設で、短期間、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を行います。

▼短期入所の利用事業所実績（平成29年4月実績）

事業者	住所
光風荘	石岡市谷向町 13-23
就労支援事業所One Heart	鹿嶋市須賀 1346-1
鹿島育成園	潮来市大賀 438-4

◆居住系サービス◆

(9) 施設入所支援

○夜間に介護が必要な人や、自宅から通所して自立訓練、就労移行支援を利用することが難しい人に、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

▼施設入所支援の利用事業所実績（平成29年4月実績）

事業者	住所
知的障害者更生施設やまびこ厚生園	常陸大宮市国長 993
鹿島育成園	潮来市大賀 438-4
しらうめ荘	かずみがうら市中志筑 2409-1
たまりメリーホーム	小美玉市上玉里 50-124
鹿島更生園援護寮	鹿嶋市平井 1129-10
茨城県立あすなろの郷	水戸市杉崎町 1460
社会福祉法人ロザリオ聖母会佐原聖家族園	千葉県香取市返田 323-1
水戸市身体障害者生活支援施設いこい	水戸市河和田町 655
大雅荘	石岡市三村 2595-2
中台育心園	鹿嶋市中 431-20
さくら荘	守谷市大木 129-2
富士聖ヨハネ学園	山梨県南都留郡忍野村 2748
神栖啓愛園	神栖市知手 3653-1
ひまわり荘	北茨城市関本町福田 1871-1
上の原学園成人寮	桜川市上野原地新田 159-1
はまなす荘	北茨城市関本町福田 1873-1
つくば総合福祉センター	つくば市水守 1189-5
障害者支援施設オクスヴィレッジ	ひたちなか市佐和 788-13
身体障害者療護施設さくら苑	土浦市神立町 443-4
あさひの家	銚田市上太田 464-1
なるみ園	那珂市飯田 2529-1
堇授園	筑西市門井 1687-1
博愛学園	坂東市沓掛 4419
暁厚生園	坂東市沓掛 334
ラ・フィーネつくば根	つくば市小和田 476-1

2 訓練等給付（訓練が必要な方へのサービス）

- 訓練等給付とは、生活や就労をするために訓練が必要な方に提供するサービスです。
- 訓練等給付のサービスを受けるためには、全国共通の認定調査を行った後、どのようなサービスを受けるかを決定します。なお、障害支援区分を認定する必要はなく、手続きを経て支給が決定されます。
- サービスは、①入所施設や事業所などに通所して受けるサービス（日中活動系サービス）、②夜間の居住の場を提供するサービス（居住系サービス）があります。

▼障害福祉サービス（訓練等給付）の一覧

給付区分	サービス区分	サービス名
2 訓練等給付	◆日中活動系サービス◆	(1) 自立訓練（機能訓練）
		(2) 自立訓練（生活訓練）
		(3) 就労移行支援
		(4) 就労継続支援（A型）
		(5) 就労継続支援（B型）
		(6) 就労定着支援【新規】
	◆居住系サービス◆	(7) 自立生活援助【新規】
		(8) 共同生活援助（グループホーム）

◆日中活動系サービス◆

(1) 自立訓練（機能訓練）

○地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。

(2) 自立訓練（生活訓練）

○地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。

▼自立訓練(生活訓練)の利用事業所実績（平成 29 年4月実績）

事業者	住所
援護寮 悠々	稲敷市上根本 3390

(3) 就労移行支援

○一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

▼就労移行支援の利用事業所実績（平成 29 年4月実績）

事業者	住所
就労支援事業所 One Heart	鹿嶋市須賀 1346-1
アクティブ	銚田市徳宿 1809-13
ブレイクタイム 五町田事業所	行方市五町田 271-7
株式会社ブリッジタウン	鹿嶋市宮中 347-6
鹿島の里 就労支援事業所	鹿嶋市平井 1057-3

(4) 就労継続支援（A型）

○通常の事業所に雇用されることが困難な人に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。

▼就労継続支援(A型)の利用事業所実績（平成 29 年4月実績）

事業者	住所
エバーグリーン鹿嶋	鹿嶋市宮中 5-10-4

(5) 就労継続支援（B型）

○通常の事業所に雇用されることが困難な人で、年齢や心身の状態などの事情から、今後も通常の事業所に就業することが難しい人に、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。

▼就労継続支援(B型)の利用事業所実績（平成29年4月実績）

事業者	住所
就労支援事業所One Heart	鹿嶋市須賀 1346-1
障害者就労支援施設いもや	行方市四鹿 816-7
ケアステーション ポプラ	潮来市牛堀 310-1
障害者就労支援事業所フリーダム	行方市手賀 2609-2
かしの木 水戸	水戸市水府町 1544-1
おんらが村	稲敷市浮島 4964
マルシェ	鹿嶋市荒野 1595-3
グッドライフ潮来	潮来市辻 829-1
ケアステーションコナン	美浦村木原渡戸 626-2
スマイル笠間かがやき	笠間市市野谷 911
株式会社ブリッジタウン	鹿嶋市宮中 347-6
障害者就労支援事業所よつ葉	千葉県香取市鳥羽 332-7
しろがね苑	石岡市鹿の子 4-16-52

(6) 就労定着支援【平成30年度から新規】

○企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施します。

◆居住系サービス◆

(7) 自立生活援助【平成30年度から新規】

○定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談・要請があった場合には訪問、電話、メール等により対応します。

(8) 共同生活援助（グループホーム）

○夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。

*平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）はグループホームに一元化されました。

▼共同生活援助の利用事業所実績（平成29年4月実績）

事業者	住所
鹿島の里	鹿嶋市宮津台 183-54
いもやホーム	行方市四鹿 816-7
ケアホームひなたぼっこ	行方市麻生 1171-1
すずらんハウス	行方市山田 3365-5
アムール	石岡市東田中 393-1
共同生活介護支援施設タウンいずみ	水戸市泉町 2-4-21
Cocon	鹿嶋市荒野 1595-3
ケアホームウィング	鹿嶋市田町辺 570-17
グループホーム みはる園	潮来市辻 1543-3
かすみ	阿見町阿見 1995-1
One S Life	鹿嶋市宮中 347-6
スマイルホーム見和	水戸市見和 3-568-3
ぼだいじゅ	土浦市神立町 1308-5
香取ホーム	千葉県香取市野田 541-3
慈光ホーム	坂東市生子 1626-3
ケアホーム 響	利根町横須賀 153-3
中台育心園	鹿嶋市宮中 354-9
ひばり寮	神栖市知手 3823
ケアホームなみき	石岡市並木 1-21
なでしこ	土浦市神立町 667-28

3 相談支援（サービス利用計画の作成）

○ヒアリング等から「計画相談支援」を行う事業所が地域に少ない状況がうかがえます。そのため、「計画相談支援」の充実が求められます。

■相談支援の内容（障がい者の相談支援体系）

サービス等 利用計画	指定特定相談支援事業者 (計画作成担当) ※事業者指定は、市町村長が行う。	◆計画相談支援（個別給付） ◇サービス利用支援 ◇継続サービス利用支援 ◆基本相談支援 (障がい者等からの相談)
地域移行支援 地域定着支援	指定一般相談支援事業者 ※事業者指定は、市町村長が行う。	◆地域相談支援（個別給付） ◇地域移行支援（地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等） ◇地域定着支援（24時間の相談支援体制等） ◆基本相談支援 (障がい者等からの相談)

(1) 計画相談支援

○障がいのある人がサービスを適切に利用することで自立した生活が営めるよう、「サービス利用計画」を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

▼計画相談支援の利用事業所実績（平成29年4月実績）

事業者	住所
相談支援事業所 ワンハート	鹿嶋市須賀 1346-1
白十字会指定居宅介護支援事業所	行方市麻生 3290-12
ケアステーション ポプラ	潮来市牛堀 310-1
潮来市社協 指定居宅介護支援事業所	潮来市辻 765
いなしきハートフルセンター	稲敷市上根本 3551
メイプル	銚田市徳宿 1809-11
相談支援事業所さくら	守谷市大木 129-2
相談支援事業所あすなろ	水戸市杉崎町 1460
北茨城市社協ケアプランナーのぞみ	北茨城市磯原町本町 2-4-16
コスモス（尚恵学園）	土浦市神立町 1614
慈光相談支援センター	坂東市生子 1617
鹿島の里相談支援事業所	鹿嶋市平井 1129-19

(2) 地域相談支援（地域移行支援）

○長期入院している人などが、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

(3) 地域相談支援（地域定着支援）

○居宅において、ひとり暮らしや家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人などに対して、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問、緊急対応等を行います。

4 自立支援給付の実績

○自立支援給付（介護給付、訓練等給付）の実績は、以下のとおりです。

▼障害福祉サービス利用実績「1か月当たり」

各年度10月実績分

サービスの種別		年度	単位	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
訪問系	居宅介護							
	重度訪問介護	人		22	23	25	28	28
	同行援護							
	行動援護	時間		369	377	352	367	315
	重度障害者等包括支援							
日中活動系	生活介護	人日(人)		1,636(78)	1,708(84)	1,775(84)	1,698(87)	1,680(85)
	自立訓練（機能訓練）	人日(人)		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	自立訓練（生活訓練）	人日(人)		73(4)	36(2)	0(0)	23(1)	18(1)
	就労移行支援	人日(人)		90(4)	32(2)	81(4)	198(10)	158(8)
	就労継続支援（A型）	人日(人)		0(0)	0(0)	0(0)	87(4)	95(5)
	就労継続支援（B型）	人日(人)		131(6)	286(14)	308(16)	479(27)	491(26)
	療養介護	人日(人)		93(3)	93(3)	93(3)	124(4)	107(4)
短期入所	人日(人)		44(6)	23(5)	23(8)	28(7)	43(11)	
居住系	共同生活援助・共同生活介護	人		14	17	19	26	30
	施設入所支援	人		47	48	48	48	48
相談支援	計画相談支援	人		3	3	10	24	21
	地域移行支援	人		0	0	0	0	0
	地域定着支援	人		0	1	0	0	0

注)人:実利用者数、人日:延べ利用者数、時間:延べ利用時間数。

資料:社会福祉課

5 自立支援給付の見込み量と確保方策

(1) 自立支援給付の見込み量

○自立支援給付の各サービス見込み量は、以下のとおりです。

▼障害福祉サービスの見込み量「1か月当たり」

サービス種別		単位	見込み量		
			2018 (平成 30)	2019	2020
訪問系	居宅介護	時間(人)	414(29)	429(30)	443(31)
	重度訪問介護	時間(人)	12(1)	13(1)	14(1)
	同行援護	時間(人)	84(7)	96(8)	96(8)
	行動援護	時間(人)	16(1)	17(2)	17(2)
	重度障害者等包括支援	時間(人)	12(1)	13(1)	14(1)
日中活動系	生活介護	人日(人)	1,720(92)	1,739(93)	1,757(94)
	療養介護	人日(人)	93(3)	124(4)	124(4)
	短期入所(福祉型)	人日(人)	36(9)	40(10)	44(11)
	短期入所(医療型)	人日(人)	0(0)	0(0)	0(0)
	自立訓練(機能訓練)	人日(人)	12(1)	24(2)	36(3)
	自立訓練(生活訓練)	人日(人)	40(2)	40(2)	40(2)
	就労移行支援	人日(人)	240(12)	260(13)	280(14)
	就労継続支援(A型)	人日(人)	200(10)	240(12)	280(14)
	就労継続支援(B型)	人日(人)	684(38)	774(43)	864(48)
	就労定着支援【新規】	人日(人)	4(2)	6(3)	8(4)
居住系	自立生活援助【新規】	人	1	1	2
	共同生活援助(グループホーム)	人	35	36	37
	施設入所支援	人	46	46	46
相談支援	計画相談支援	人	178	186	194
	地域移行支援	人	1	2	3
	地域定着支援	人	1	1	2

注)人:実利用者数、人日:延べ利用者数、時間:延べ利用時間数。

「人日」とは、本市における1か月当たりの総利用日数。

(計算式)「人日」=「月間の利用人員」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

資料:社会福祉課

(2) 見込み量確保のための方策

- 訪問系サービスについては、利用対象者の増加が見込まれることから、サービス提供事業者と連携して、介護保険サービス提供事業所等へ障害福祉サービスへの参入を働きかけます。
- 日中活動系サービスについては、新規利用希望者を把握するとともに、サービス提供事業所による提供体制の拡大、新規設置の促進を図ります。
- 居住系サービスについては、福祉施設からの地域移行を進めるため、共同生活援助（グループホーム）の拡大を図ります。
- 計画相談支援については、障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービスの利用を支援するため、指定特定相談支援事業所の充実及び新規設置の促進を図り、相談支援専門員の資質向上に取り組みます。
- 入所施設や精神科病院等との連携を強化して、地域移行・地域定着支援体制の充実を図ります。
- 平成30年度からの新規サービスである「自立生活援助」「就労定着支援」について、新規利用希望者を把握するとともに、障害福祉サービス提供事業者と連携して、サービス提供体制の確保を図ります。

第3章 障害児福祉サービスの内容

- すべて児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していくことが大切です。
- 障害児福祉サービスの提供にあたっては、障がい児など本人の最善の利益を考慮しながら、身近な地域で支援するための障害児通所支援及び障害児相談支援の充実を図っていきます。
- また、障がい児のライフステージに合わせ、保育、保健医療、教育、就労支援等において、切れ目のない一貫した支援を行える体制の構築を図ります。

1 基本方針

地域支援体制の構築

- 児童発達支援センター、短期入所の実施体制、障害児通所支援事業所等の専門性の向上、障害福祉サービスへの円滑な利用の移行により、地域支援体制の構築を図ります。

保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- 社会福祉課をはじめ、かすみ保健福祉センター、子育て支援課、学校教育課など市内の保健・福祉、教育部局との連携や保健所、障害福祉サービス提供事業所等との連携により、保育、保健医療、教育、就労支援等の充実を図ります。

地域社会への参加・包容の推進

- 保育所等訪問支援を活用し、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後学童クラブ、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援体制を構築し、地域社会への参加・包容の推進を図ります。

**特別な支援が必要な
障がい児に対する支
援体制の整備**

- 重症心身障がい児、医療的ケア児、高次脳機能障がい、虐待を受けた障がい児など、特別な支援が必要な障がい児に対する協議の場を設置し、支援体制の整備を図ります。

**障害児相談支援の提
供体制の確保**

- 早期の段階からの継続的な相談支援及び質の確保・向上により、障害児相談支援の提供体制の確保を図ります。

2 2020年度における成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援

- 本市では、乳幼児健診から、心理相談、個別相談、幼児教室、移動発達支援と心理相談員等が専門的なフォローを実施しています(巡回支援専門員整備事業)。しかし、使えるサービスが地域に増えてきたものの、まだ足りず、上手く利用できていない状況がみられます。
- また、ヒアリング等から、療育、保育、学校が連携した切れ目のない支援体制の整備が求められています。そのため、今後は「子育て世代(母子健康)包括支援センター」や「子育て支援センター」を設置して、連携した取り組みが必要です。
- 本市では、国の基本指針を踏まえて、2020年度末までに、児童発達支援センターを設置することを基本とします(広域での設置も可)。
- また、2020年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

■成果目標■

区分	2020年度	考え方
児童発達支援センター	設置する	広域における設置を含みます。
保育所等訪問支援	体制を構築する	利用体制を構築します。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等

デイサービス事業所等の確保

- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所等の確保が求められています。
- ヒアリング等から、医療的ケア児を受けてくれるサービスや病院がないこと、放課後等デイサービスの早朝並びに夕方のニーズが高まっていること、知的障がいのある方や重症心身障がいの方でも楽しめる場所がほしいという声が聞かれます。
- また、障害福祉サービス提供事業所からは重症心身障がい（児）者を支援する人は身体的な負担が多く、少しのミスが命や人権にかかわるため、支援者や職員のスキルアップが必要となることや、サービス提供事業者間のつながりが少ないこと、専門職の人員が不足していることなどが課題としてあげられています。
- 本市では、国の基本指針を踏まえて、2020年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を広域での設置も含め、少なくとも1か所以上確保することを基本とします。

■成果目標■

区分	2020年度	考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所以上	広域における設置を含みます。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所以上	広域における設置を含みます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場を、潮来市地域自立支援協議会などを活用して、設置していく必要があります。
- 本市では、国の基本指針を踏まえて、2020年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とします（広域での設置も含む）。

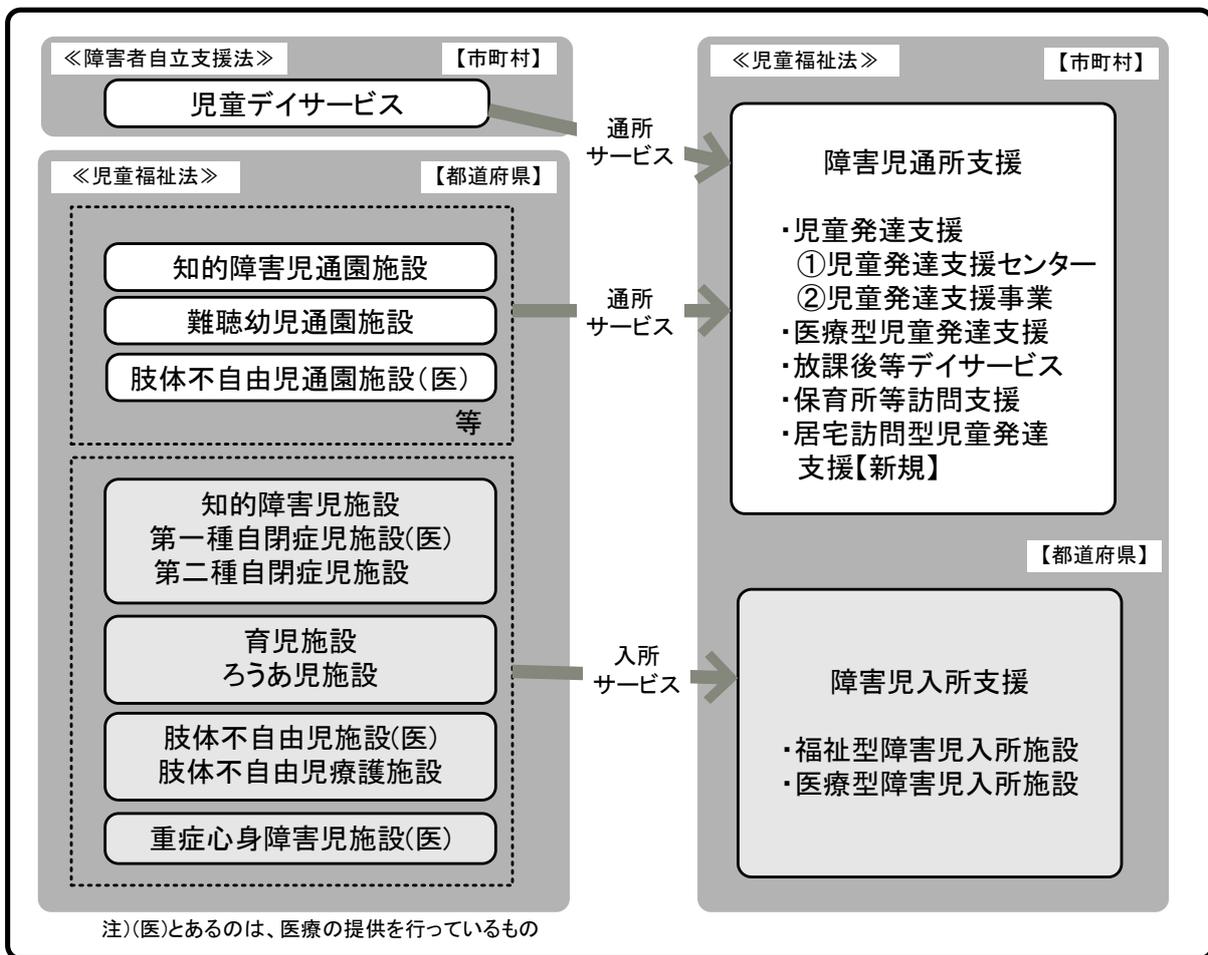
■成果目標■

区分	2020年度	考え方
協議の場	設置する	広域における設置を含みます。

3 障害児福祉サービスの内容と見込み量

- 障がい児を対象とした施設・事業は、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されています。児童福祉法の改正により、「市町村障害児福祉計画」に基づき、障害児通所支援等のサービス提供体制の構築を進めることになっています。
- 障害児通所支援を利用する保護者は、市町村にサービス利用について申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。なお、障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

■障がい児施設・事業のイメージ



◆障害児通所支援◆

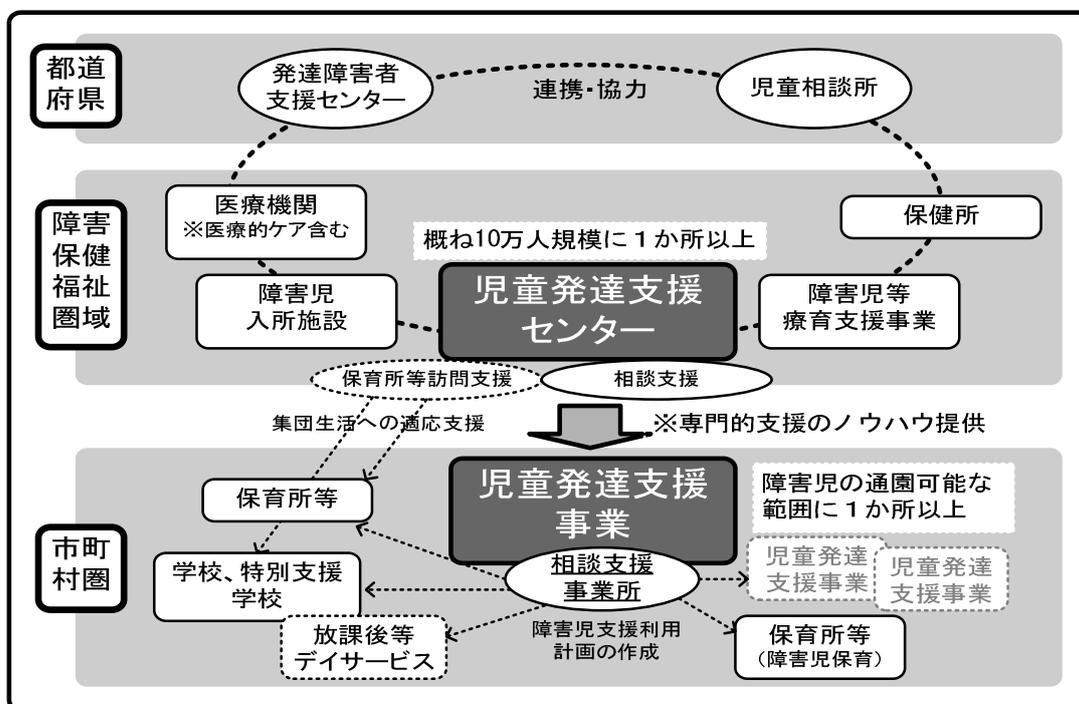
(1) 児童発達支援

○集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

▼児童発達支援の利用事業所実績（平成29年4月実績）

事業者	住所
コスモスの花	千葉県香取市仁良 1194-7
こどもサークル潮来	潮来市日の出 2-11-17

■児童発達支援センターを中心とした支援体制のイメージ



(2) 医療型児童発達支援

○肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

(3) 放課後等デイサービス

○学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

▼放課後等デイサービスの利用事業所実績（平成29年4月実績）

事業者	住所
特定非営利活動法人ふれあい潮来	潮来市辻 829-1
アンダンテ成田	千葉県成田市不動ヶ岡 2158-4
コスモスの花	千葉県香取市仁良 1194-7
グリーンリーフ鹿嶋	鹿嶋市宮中 2312-1
こどもサークル潮来	潮来市日の出 2-11-17
レイズ・児童デイサービス まはろ鹿嶋	鹿嶋市緑ヶ丘 2-4-1

(4) 保育所等訪問支援

○保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童に対し、児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

(5) 居宅訪問型児童発達支援【新規】

○通所支援を受けるために退出することが著しく困難な重度の障がい児等に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

◆障害児相談支援◆

(1) 障害児相談支援

- 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成します。支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画の作成を行います。
- また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

▼障害児相談支援の利用事業所実績（平成29年4月実績）

事業者	住所
仁友介護サービス（児童）	潮来市永山 733-1
ケアステーション ポプラ（児童）	潮来市牛堀 310-1

■相談支援の内容（障がい児の相談支援体系）

サービス等 利用計画 等	居宅サービス	指定特定相談支援 事業者 ※事業者指定は、市町村 長が行う。	◆計画相談支援（個別給付） ◇サービス利用支援 ◇継続サービス利用支援 ◆基本相談支援 （障がい児や障がい児保護者等からの相談）
	通所サービス	障害児相談支援 事業者 ※事業者指定は、市町村 長が行う。	◆障害児相談支援（個別給付） ◇障害児支援利用援助 ◇継続障害児支援利用援助

注) 障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

4 障害児福祉サービスの実績

○障害児福祉サービスの実績は、以下のとおりです。

▼障がい児福祉サービス利用実績「1か月当たり」

各年10月実績分

サービスの種別		年度	単位	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
障害児通所支援	児童発達支援	人日(人)		1(1)	9(2)	10(1)	14(3)	28(6)
	放課後等デイサービス	人日(人)		125(8)	138(10)	121(10)	106(7)	81(7)
	保育所等訪問支援	人日(人)		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	医療型児童発達支援	人日(人)		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	障害児相談支援	人		0	0	0	10	13

注)人:実利用者数、人日:延べ利用者数、時間:延べ利用時間数。

資料:社会福祉課

5 障害児福祉サービスの見込み量と確保方策

(1) 障害児福祉サービスの見込み量

○障害児福祉サービスの見込み量は、以下のとおりです。

▼障害福祉サービスの見込み量（1か月当たり）

サービス種別		単位	見込み量		
			2018 (平成30)	2019	2020
障害児 通所 支援	児童発達支援	人日(人)	64(8)	64(8)	72(9)
	放課後等デイサービス	人日(人)	192(16)	192(16)	204(17)
	保育所等訪問支援	人日(人)	0(0)	0(0)	4(1)
	医療型児童発達支援	人日(人)	0(0)	0(0)	0(0)
	居宅訪問型児童発達支援【新規】	人日(人)	0(0)	0(0)	4(1)
	障害児相談支援	人	27	28	30

注)人:実利用者数、人日:延べ利用者数。

「人日」とは、本市における1か月当たりの総利用日数。

(計算式)「人日」=「月間の利用人員」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

資料:社会福祉課

(2) 見込み量確保のための方策

- 障害児支援については、障がいのある児童が質の高い専門的な支援を受けられるよう、サービス提供事業所と連携してサービス提供体制の確保・拡大を図ります。
- 平成30年度からの新規サービスである「居宅訪問型児童発達支援」について、新規利用希望者を把握するとともに、障害福祉サービス提供事業者と連携して、サービス提供体制の確保を図ります。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、障害福祉サービス提供事業所と連携して、県等による研修への参加を進め、実施体制の確保を図ります。

第4章 地域生活支援事業等の内容

1 地域生活支援事業の内容

◆必須事業◆

(1) 理解促進研修・啓発事業

○障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

(2) 自発的活動支援事業

○障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

○障がいのある人や家族を対象とする相談事業を実施し、地域における生活を総合的にサポートします。

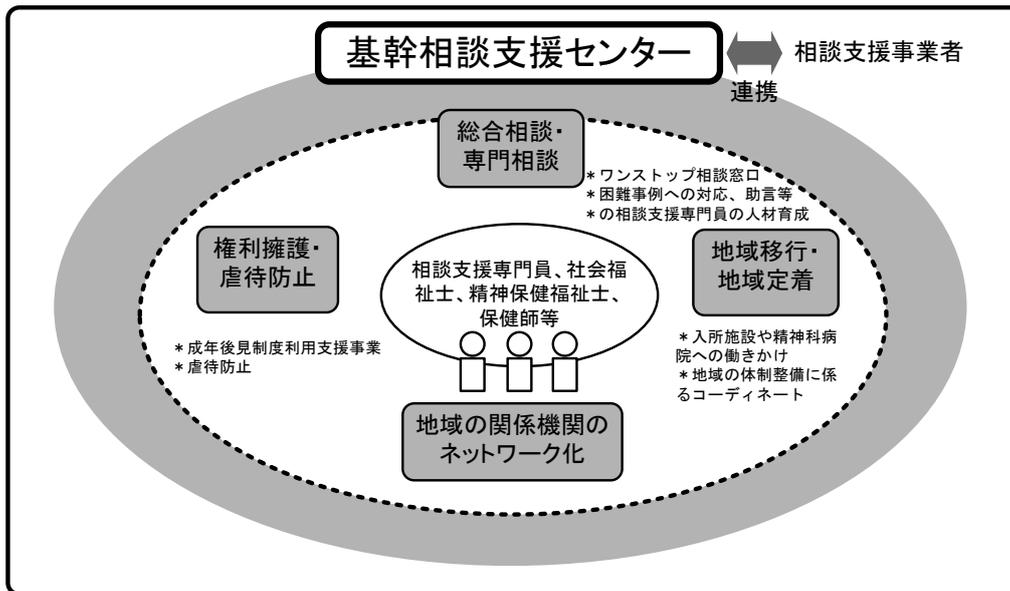
② 基幹相談支援センター等機能強化事業

○特に必要と認められる能力を有する専門的職員の確保に努め、相談支援機能の強化を図ります。

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

○公営住宅や民間の賃貸住宅に入居が困難な方に対して、入居への支援や家主等への相談・助言などを行います。

■基幹相談支援センターの機能のイメージ



※障がいのある人の相談に対して総合的に対応できるよう、広域圏域で連携して「基幹相談支援センター」の設置を検討していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後见人等への報酬の支払いが困難な人については、その経費の全部または一部を助成します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

(6) 意思疎通支援事業

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

② 手話通訳者設置事業

- 市役所等に手話通訳者等を設置し、意思疎通の円滑化を図ります。

(7) 日常生活用具給付事業

○障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等を給付します。

▼日常生活用具の種類と内容

用具の種類	主な内容・対象者など
①介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
②自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
④情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

○聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

(9) 移動支援事業

○社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

○利用者の状況に応じて、創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や相談への対応、地域の関係機関・団体との連携による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開します。

分類	相談窓口	所在地
地域活動支援センター (Ⅰ型)	社会福祉法人誠仁会 メイプル	銚田市 (鹿行5市)
地域活動支援センター (Ⅱ型)	潮来市中心身障害者福祉 センター(ワークス)	潮来市
地域活動支援センター (Ⅲ型)	NPO法人 れいめい	潮来市(銚田市を 除く鹿行4市)

◆任意事業◆

(1) 日中一時支援事業

○障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

(2) 訪問入浴サービス事業

○入浴することが難しい重度の身体に障がいのある人がいる家庭に入浴車を派遣します。

(3) 巡回支援専門員整備事業

○発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設等への巡回等支援を実施し、障がいの早期発見、早期対応のための助言等の支援を行います。

(4) レクリエーション活動等支援事業

○各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がいのある人等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

(5) 自動車運転免許取得・改造助成事業

○自動車運転免許取得や就労など社会参加をするために使用する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造する必要がある場合、その費用を助成します。

(6) 更生訓練費給付費事業

○就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給します。

2 地域生活支援促進事業の内容

○地域生活支援事業において、意思疎通支援や移動支援など地域の特性や利用者の状況に応じて障がい者(児)の地域生活を支援しています。また、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の事業のうち、国は、促進すべき事業について「地域生活支援促進事業」として、質の高い事業実施を推進しています。

(1) 障害者虐待防止対策支援事業

○障がい者虐待防止の未然防止や早期発見、迅速な対応、その他の適切な支援のため、地域における関係機関等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

(2) 成年後見制度普及啓発事業

○成年後見制度の利用を促進することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

3 地域生活支援事業の実績

○地域生活支援事業の実績は、以下のとおりです。

▼地域生活支援事業利用実績

		単位	平成 26	平成 27	平成 28
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	有	有	有
相談支援事業	①障害者相談支援事業 基幹相談支援センター	か所 設置の有無	0 無	0 無	0 無
	②市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	0 無	0 無	0 無
	③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		人	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業		有無	無	無	無
意思疎通支援事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	1	1	2
	②手話通訳者設置事業	か所	0	0	0
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	件/年	1	3	0
	②自立生活支援用具	件/年	4	6	1
	③在宅療育等支援用具	件/年	3	1	4
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	5	1	0
	⑤排せつ管理支援用具	件/年	610	663	635
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	0	1	1
手話奉仕員養成研修事業		講習終了者数 登録者数	0 0	3 0	8 0
移動支援事業		か所（人） 延べ利用増数	3(12) 781	4(10) 639	5(18) 692
地域活動支援センター事業	I型（鹿行5市利用）	か所（人）	1(6)	1(6)	1(3)
	II型	か所（人）	1(13)	1(13)	1(12)
	III型（鉾田市を除く鹿行4市利用）	か所（人）	1(18)	1(15)	1(12)

▼地域生活支援事業（任意事業）の実績

	単位	平成 26	平成 27	平成 28
日中一時支援事業	か所（人）	9(27)	8(29)	8(26)
訪問入浴サービス事業	か所（人）	3(3)	3(5)	3(3)
巡回支援専門員整備事業	延べ人数	-	316	480
レクリエーション活動等支援事業	回	0	0	0
自動車運転免許・改造助成事業	実利用者数	0	0	1
更生訓練費給付事業	人	0	0	0

4 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

(1) 地域生活支援事業の見込み量

○地域生活支援事業の各サービス見込み量は、以下のとおりです。

▼地域生活支援事業（必須事業）の見込み量

事業名	単位	見込み量			
		2018 (平成30)	2019	2020	
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	
相談支援事業	①障害者相談支援事業 基幹相談支援センター	か所 設置の有無	0 無	0 無	1 有
	②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有
	③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人	3	3	4	
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	有	
意思疎通支援事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	3	4	5
	②手話通訳者設置事業	か所	1	1	1
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	件/年	5	5	6
	②自立生活支援用具	件/年	5	5	6
	③在宅療育等支援用具	件/年	4	4	5
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	5	5	6
	⑤排せつ管理支援用具	件/年	650	660	680
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	1	1	2
手話奉仕員養成研修事業	人	0	1	2	
移動支援事業	か所（人）	5(20)	5(25)	6(30)	
地域活動支援センター事業	I型（鹿行5市利用）	か所（人）	1(4)	1(4)	1(5)
	II型	か所（人）	1(13)	1(14)	1(15)
	III型（銚田市を除く鹿行4市利用）	か所（人）	1(15)	1(15)	1(15)

▼地域生活支援事業（任意事業）の見込み量

事業名	単位	見込み量		
		2018 (平成30)	2019	2020
日中一時支援事業	か所（人）	9(28)	9(30)	10(32)
訪問入浴サービス事業	か所（人）	3(5)	3(5)	3(5)
巡回支援専門員整備事業	延べ人数	570	585	600
レクリエーション活動等支援事業	回	1	1	1
自動車運転免許・改造助成事業	実利用者数	2	3	4
更生訓練費給付事業	人	1	1	1

(2) 見込み量確保のための方策

- 相談支援事業の充実により、広く情報提供を行い、利用促進を図ります。
- 関係機関との連携を深め、支援体制の拡大を図ります。
- 地域の実情に応じた障がい福祉サービス及び相談支援体制を確保するため、潮来市地域自立支援協議会において提供体制の充実を検討していきます。
- 障がいのある人に対する成年後見制度の活用など人権の擁護や虐待の防止について具体的な仕組みを検討していきます。

第4編 計画の推進

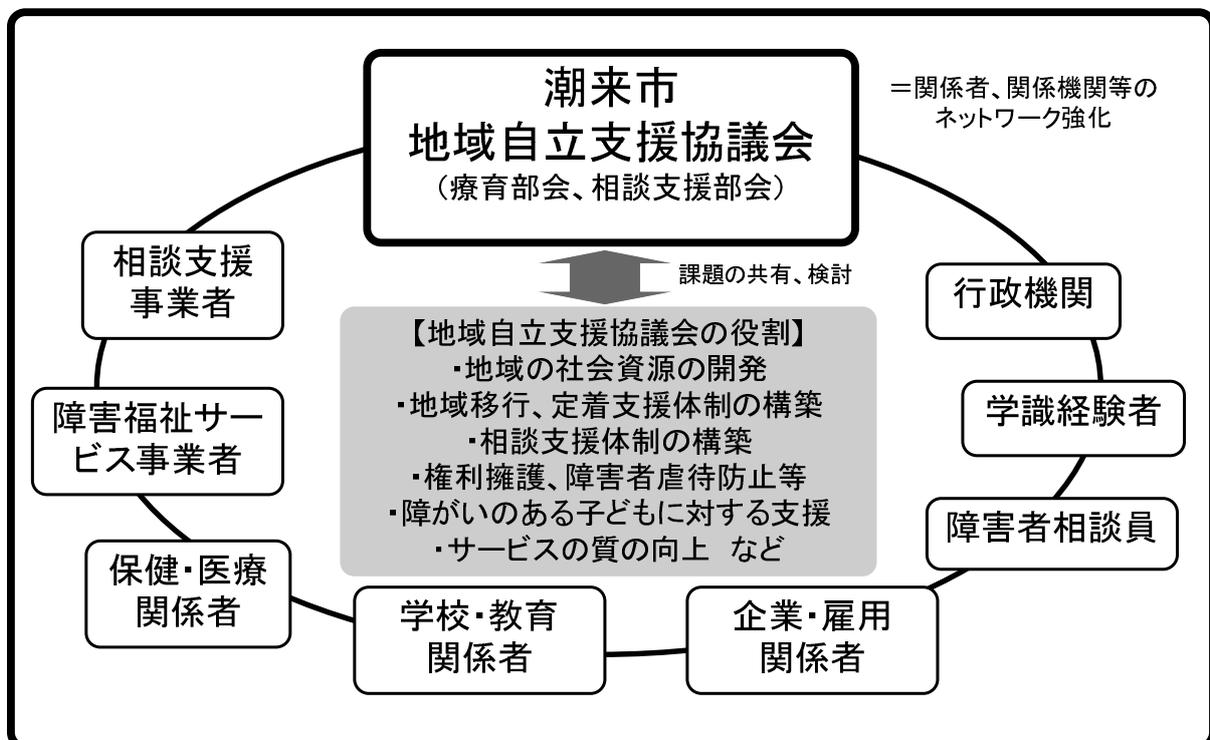
(裏白)

第1章 推進体制

1 地域自立支援協議会の機能強化

- 計画の推進にあたっては、さまざまな社会資源を有効に活用することが重要です。そのために、県、医療機関、企業、教育機関など関係機関が情報を交換し、連携を強化する必要があります。
- 市では、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者等からなる「潮来市地域自立支援協議会」を設置していますが、情報共有や取り組みの面などから課題も見られます。
- 「潮来市地域自立支援協議会」は、地域の障害福祉サービス全体の調整・連携の核として、市の実情に応じた体制整備の方向性を検討する中心的な役割を担っていきます。今後とも療育部会、相談支援部会などの専門部の活動の充実とともに定期的に情報共有を進めながら関係者、関係機関等のネットワークを強化していきます。

■ 地域自立支援協議会の役割



2 福祉人材の育成・確保

- 障害福祉サービスの普及とともに、サービス利用者も増加しています。今後も、障がいのある人が必要なサービスを受けて地域生活等を継続していくためには、障害福祉サービス提供事業者の確保とともに本人の身体状況やニーズに応じたサービスを提供できることが大切です。
- そのため、本人や家族からの相談に適切に対応し、きめ細かな相談体制・調整等が行える専門的なコーディネーター等の福祉人材の確保に努めます。
- また、新たに障害福祉サービスとして創設された、地域生活を支援する「自立生活援助」や就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」は、障がい者が地域で自立して生活するうえで重要な役割があります。これらのサービスの担い手を確保育成するため、地域の相談支援事業者と連携を強化していきます。

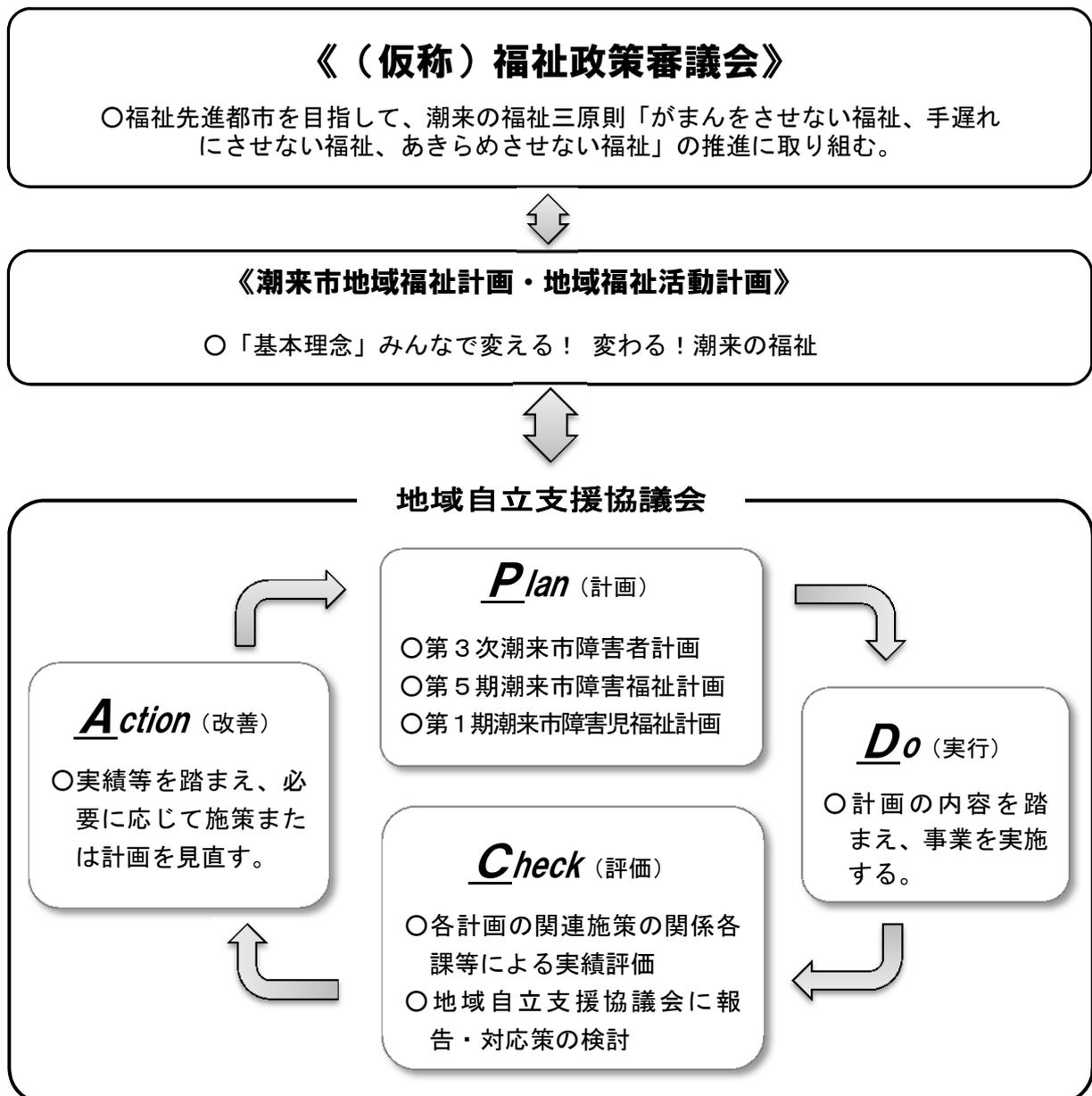
3 関係機関等との連携・協働

- 障がい福祉等に関連する各課との連携による全庁的な障がい福祉施策等を推進します。
- 障がい者団体・家族会等当事者団体との連携を進めます。
- NPO法人との連携を進めます。
- 障がい者（児）、難病患者等の障がい福祉に関する意向の把握及び市民の障がい福祉に関する意識の把握に努めます。
- 保健、医療、教育、雇用などの関係機関、障害福祉サービス提供事業所、介護保険サービス提供事業所との連携を進めます。
- 地域福祉活動の中核を担う潮来市社会福祉協議会との連携により、障がい者等の支援活動、権利擁護、ボランティア活動、生涯学習活動などの関連事業を推進します。

4 計画の点検・管理体制

- 各施策、障害福祉サービス等の年度ごとの進捗状況を把握し、地域自立支援協議会への報告並びに対応策を検討していきます。
- 地域自立支援協議会への報告・対応策の検討を通じて、PDCAサイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）による進捗状況の分析に努めます。
- 取り組みの進捗状況を市民に公表します。
- 『潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画』を踏まえた評価を行うために、「（仮称）福祉政策審議会」における計画の点検・審議を行います。

■計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）



(裏白)

資料編

(裏白)

1 策定経過

本計画における策定経過は次のとおりです。

《 時 期 》		《 策定経過 》
平成 29 年	6 ~ 7 月	障がい福祉に関するアンケート 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、指定難病特定医療費受給者証所持者、障害福祉サービス（児童）受給者証所持者 （実施期間：6月26日（月）から7月10日（月）まで）
	7 月 4 日	第 1 回 策定委員会（潮来市福祉 3 計画合同会議） 【協議事項】 1. 計画策定方針について 2. 今後のスケジュールについて
	8 月 1 ~ 18 日	関係課等調票調査（11 部署）
	8 月 22 ~ 23 日	関係課等ヒアリング調査（11 部署） 地域福祉計画・地域福祉活動計画等と合同
	9 月 11 ~ 21 日	障害福祉団体、サービス提供事業者ヒアリング （地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定と合同）
	9 月 29 日	第 2 回 潮来市地域自立支援協議会（策定委員会） 【協議事項】 1. 潮来市障害者計画・第 5 期障害福祉計画の策定について ①障がい福祉に関するアンケート結果について ②障がい福祉の課題（案）と基本理念（案）について ③第 3 次潮来市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の構成案について
	12 月 11 日	第 3 回 潮来市地域自立支援協議会（策定委員会） 【協議事項】 1. 第 3 次潮来市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の素案について
平成 30 年	1 月 12 ~ 2 月 12 日	パブリックコメント（意見の聴取）の実施
	2 月 27 日	第 4 回 潮来市地域自立支援協議会（策定委員会） 【協議事項】 1. 計画案の最終確認について

2 策定委員会設置要綱

潮来市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、潮来市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。(平25告示111・一部改正)

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市の相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 障害者の就労の促進及び社会との交流に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善等に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (5) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (6) 市の障害者計画及び障害福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項。

(平26告示97・一部改正)

(組織)

第3条 協議会に全体会議、専門部会及び個別支援会議を置く。

2 全体会議の委員は30人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 権利擁護関係者
- (2) 相談支援事業関係者
- (3) 保健及び医療機関関係者
- (4) 福祉サービス事業所関係者
- (5) 障害者団体関係者
- (6) 企業及び就労支援機関関係者
- (7) 障害者等教育機関関係者
- (8) 高齢者介護等機関関係者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) 障害者及びその家族
- (11) その他市長が必要と認める関係機関等の関係者

3 専門部会と個別支援会議の委員は、前項に定める者で実務を担当しているもの、その他必要な関係者(以下「職員等」という。)で構成する。

(平25告示111・平26告示97・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は、会務を総務し、協議会を代表し、全体会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 全体会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 専門部会と個別支援会議は、必要に応じ適時開催するものとし、事務局が招集する。

3 専門部会と個別支援会議の進行は、出席した職員等から互選する。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(個人情報保護)

第7条 委員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 この協議会の事務局は、障害福祉担当課に置く。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年3月27日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 この告示の施行日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、委嘱された日から平成27年3月31日までとする。

附 則(平成25年6月14日告示第111号)

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年7月8日告示第97号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年8月15日告示第136号)

この告示は、公表の日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

3 委員名簿

潮来市地域自立支援協議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	委員			備考
	役職・所属団体等	役職等	氏名	
1	潮来市議会	議長	今 泉 利 拓	会 長
2	民生委員・児童委員協議会	会長	小谷野 保 明	副 会 長
3	水郷医師会	常南医院院長	松 崎 弘 明	
4	常陸鹿嶋公共職業安定所	統括職業指導官	新 堀 正 浩	
5	行方警察署	生活安全課長	松 本 正 勝	
6	鹿行県民センター	県民福祉課係長	寺 門 節 夫	
7	茨城県立鹿島特別支援学校	副校長	高 橋 真 治	
8	潮来保健所	保健指導課長	清 水 明 美	
9	潮来市身体障害者福祉協議会	会長	松 崎 昌 樹	
10	潮来市手をつなぐ育成会	会長	橋 本 智 子	
11	潮来地方家族会	副会長	岩 下 みち子	
12	潮来市障がい者見親の会	会長	吉 川 佳代子	
13	身体障害者相談員	代表	蜷 川 齊	
14	知的障害者相談員	代表	細 根 由 佳	
15	地域活動支援センターⅠ型 メイプル	代表	小 橋 澄 江	
16	地域活動支援センターⅢ型 れいめい	理事長	森 實 和 子	
17	鹿島育成園	事務長	堤 玲	
18	鹿島育成園アイリス	サービス管理者	中 村 厚 志	
19	(株)グッドライフ	(株)グッドライフ常務	高 根 由起子	
20	ユーアイ訪問介護	代表	田 崎 由紀雄	
21	社会福祉法人 木犀会 ケアステーション ポプラ	管理者	谷 畑 真理子	
22	潮来市社会福祉協議会 (兼潮来市身体障害者福祉センター・地域包括支援センター)	事務局長	杉 山 英 之	
23	潮来市教育委員会	教育部長	石 田 裕 二	
24	潮来市市民福祉部	市民福祉部長	岩 本 是	

任期：平成27年6月1日から平成30年5月31日まで

4 障がい者に関するマーク

障がい者に関するマークは、主に次のようなものがあります。これらのマークを見かけた場合には、障がいのある方が活動しやすいようご理解とご協力をお願いします。

マーク	概要	連絡先
	障がい者のための国際シンボルマーク (障がい者に配慮された施設や交通機関の表示)	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 Tel: 03-5273-0601
	身体障がい者標識 (肢体不自由により運転免許に条件がある身体障がい者が運転する自動車の表示)	警察庁交通局 Tel: 03-3581-0141(代)
	聴覚障がい者標識 (聴覚障がいにより運転免許に条件がある身体障がい者が運転する自動車の表示)	警察庁交通局 Tel: 03-3581-0141(代)
	耳マーク (難聴や失聴などの聴覚障がいがあることを表示。手話、筆談対応可能な従業員がいることを示す)	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 Tel: 03-3225-5600
	視覚障がい者のための国際シンボルマーク (視覚障がい者の安全やバリアフリーを考慮した施設などの表示)	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 Tel: 03-5291-7885
	オストメイトマーク (人工肛門・人工膀胱の方(オストメイト)のトイレなどの表示)	公益社団法人交通エコロジー・モビリティ財団 Tel: 03-3221-6673
	ハートプラスマーク (内臓などの身体内部に障がいのあることを表示。個人で身につけたり、自動車に貼付するのは内部障がい者・内臓疾患者に限られる。)	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 Tel: 080-4824-9928
	ほじょ犬マーク (身体障がい者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の啓発のための表示)	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 Tel: 03-5253-1111(代)
	いばらき身障者等用駐車場利用証 (ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を必要としている方が利用しやすくするための利用証)	【制度に関すること】 茨城県保健福祉部健康長寿福祉課 Tel: 029-301-3326 【交付に関すること】 潮来市福祉事務所 Tel: 0299-63-1111(代)

第3次潮来市障害者計画

潮来市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

平成30年3月 発行

発行者 茨城県 潮来市

〒311-2493 茨城県 潮来市 辻 626

電話：0299-63-1111（代）FAX：0299-80-1410

市ホームページ：http://www.city.itako.lg.jp/